

審決

無効 2015-800034

東京都千代田区神田佐久間町 1 丁目 25 番地秋葉原鴻池ビル 6 階
請求人 株式会社 ハナヤマ

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森タワー 23 階 TMI 総合
法律事務所
代理人弁護士 鳥海 哲郎

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森タワー 23 階 TMI 総合
法律事務所
代理人弁護士 塩月 秀平

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森タワー 23 階 TMI 総合
法律事務所
代理人弁護士 松山 智恵

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森タワー 23 階 TMI 総合
法律事務所
代理人弁護士 栗林 知広

東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 23 階 TMI 総合法律
事務所
代理人弁理士 金田 周二

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 六本木ヒルズ森タワー 23 階 TMI 総合
法律事務所
復代理人弁護士 稲葉 大輔

アメリカ合衆国 48377 ミシガン州 ノバイ ペイン ドライブ 44926
被請求人 ング, チェン チューン

東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 8 号 虎ノ門琴平タワー 三好内外国特許事務所
代理人弁理士 伊藤 正和

東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 8 号 虎ノ門琴平タワー 三好内外国特許事務所
代理人弁理士 原 裕子

上記当事者間の特許第 5514962 号発明「ブルニアンリンク作成デバ
イスおよびキット」の特許無効審判事件について、次のとおり審決する。

結 論

- 1 請求のとおりに訂正を認める。
- 2 本件審判の請求は、成り立たない。
- 3 審判費用は、請求人の負担とする。

理 由

第 1 手続の経緯

平成 23 年 6 月 23 日 本件特許国際出願
(優先日平成 22 年 11 月 5 日)
(特願 2013-537663 号)

平成26年	4月	4日	特許権の設定登録 (特許第5514962号)
平成27年	2月	23日	本件無効審判請求 (無効2015-800034号)
平成27年	4月	10日	請求人による手続補正書 (以下単に「補正書」という。)提出
平成27年	6月	5日	被請求人による審判事件答弁書 (以下単に「答弁書」という。)提出
平成27年	6月	5日	被請求人による訂正請求書提出
平成27年	7月	16日	請求人による審判事件弁駁書 (以下単に「弁駁書」という。)提出
平成27年	8月	18日付け	審理事項通知
平成27年	9月	24日	請求人による口頭審理陳述要領書提出
平成27年	9月	24日	被請求人による口頭審理陳述要領書提出
平成27年	9月	25日付け	審理事項(2)通知
平成27年	10月	5日	請求人による口頭審理陳述要領書(2)提出
平成27年	10月	8日	第1回口頭審理
平成27年	11月	9日	被請求人による上申書提出
平成27年	11月	24日	請求人による上申書提出

なお、本審決において、記載箇所を行により特定する場合、行数は空行を含まない。また、特許法の条文を指摘する際に「特許法」という表記を省略することがある。

第2 平成27年6月5日付け訂正請求について

1 訂正事項

請求項1、8、9及び10からなる一群の請求項、請求項2～4からなる一群の請求項、請求項5、請求項6及び7からなる一群の請求項、並びに請求項11についての平成27年6月5日付け訂正請求(以下「本件訂正」という。)は、以下のとおりである(下線は訂正部分を示す。)

(1) 請求項1、8、9及び10からなる一群の請求項に係る訂正

(1-1) 訂正事項1

特許請求の範囲の請求項1に「一連のリンクからなるアイテムを作成するためのキットであって、ベースと、」とあるのを、「一連のリンクからなるアイテムを作成するためのキットであって、前記リンクはブルニアンリンクであり、前記アイテムはブルニアンリンクアイテムであり、ベースと、」に訂正する。

(1-2) 訂正事項2

特許請求の範囲の請求項1に「上部フレアー状部分を含んだ複数のピンと」とあるのを、「上部フレアー状部分を含んだ、列に配置された複数のピンと」に訂正する。

(1-3) 訂正事項3

特許請求の範囲の請求項1に「複数のピンの各々の前面上のアクセス溝」とあるのを、「複数のピンの各々の、ピンの列の方向の前面上のアクセス溝」に訂正する。

(2) 請求項2～4からなる一群の請求項に係る訂正

(2-1) 訂正事項4

特許請求の範囲の請求項2について、「ピンバーとベースは、ピンバーをベースにしっかり取り付けるための対応する特徴を含む、請求項1記載のキット。」を、

「一連のリンクからなるアイテムを作成するためのキットであって、ベースと、ベース上にサポートされた少なくとも1つのピンバーであって、ピンバーは、各々がリンクを望ましい向きに保持するための上部フレアー状部分を含んだ複数のピンと、複数のピンの各々の前面上のアクセス溝を含むものと、を含み、ピンバーとベースは、ピンバーをベースにしっかり取り付けるた

めの対応する特徴を含む、キット。」に訂正する。

(3) 請求項5に係る訂正

(3-1) 訂正事項5

特許請求の範囲の請求項5について、「複数のピンの各々は、上部フレア状部分から離された下部フレア状部分と、リンクを保持するための中央部分を含む、請求項1記載のキット。」を、
「一連のリンクからなるアイテムを作成するためのキットであって、ベースと、ベース上にサポートされた少なくとも1つのピンバーであって、ピンバーは、各々がリンクを望ましい向きに保持するための上部フレア状部分を含んだ複数のピンと、複数のピンの各々の前面上のアクセス溝を含むものと、を含み、複数のピンの各々は、上部フレア状部分から離された下部フレア状部分と、リンクを保持するための中央部分を含む、キット。」に訂正する。

(4) 請求項6及び7からなる一群の請求項に係る訂正

(4-1) 訂正事項6

特許請求の範囲の請求項6について、「ベースは、一連のリンクを望ましいパターンに形成するために、望ましい相対的な特別な方向に複数のピンバーをしっかりと取り付けるための複数のベースを含む、請求項1記載のキット。」を、
「一連のリンクからなるアイテムを作成するためのキットであって、ベースと、ベース上にサポートされた少なくとも1つのピンバーであって、ピンバーは、各々がリンクを望ましい向きに保持するための上部フレア状部分を含んだ複数のピンと、複数のピンの各々の前面上のアクセス溝を含むものと、を含み、ベースは、一連のリンクを望ましいパターンに形成するために、望ましい相対的な特別な方向に複数のピンバーをしっかりと取り付けるための複数のベースを含む、キット。」に訂正する。

(5) 請求項11に係る訂正

(5-1) 訂正事項7

特許請求の範囲の請求項11を削除する。

2 訂正請求についての当審の判断

(1) 訂正事項1

訂正事項1は、請求項1の「リンク」が「ブルニアンリンク」であり、「アイテム」が「ブルニアンリンクアイテム」である、とそれぞれ訂正するものであって、「リンク」が「ブルニアンリンク」であり、「アイテム」が「ブルニアンリンクアイテム」であることを特定することによって、不明瞭となっている記載が正されその本来の意が明らかにされているから、特許法第134条の2第1項ただし書第3号に規定する明瞭でない記載の釈明を目的とするものに該当する。

また、訂正事項1は、本件特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（以下「本件特許明細書等」という。）に記載した事項の範囲内で行われたものであり、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものでもないことは明らかである。

(2) 訂正事項2

訂正事項2は、請求項1の「複数のピン」を「列に配置された複数のピン」へと訂正するものであって、本件訂正前の請求項1では、複数のピンの配置について何ら特定されていなかったところ、かかる配置を特定することで特許請求の範囲を減縮しようとするものであるから、特許法第134条の2第1項ただし書第1号に規定する特許請求の範囲の減縮を目的とするものに該当する。

また、訂正事項2は、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内で行われたものであり、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものでもないことは明らかである。

(3) 訂正事項3

訂正事項3は、請求項1の「複数のピンの各々の前面上のアクセス溝」を「複数のピンの各々の、ピンの列の方向の前面上のアクセス溝」に訂正するものであって、「前面」が「ピンの列の方向の前面」であることを特定することによって、不明瞭となっている記載が正されその本来の意が明らかにされているから、特許法第134条の2第1項ただし書第3号に規定する明瞭でない記載の釈明を目的とするものに該当する。

また、訂正事項3は、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内で行われたものであり、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものでもないことは明らかである。

(4) 訂正事項4～6

訂正事項4～6は、本件訂正前の請求項2、5、6において、それぞれ請求項1の記載を引用する記載であったものを、当該請求項の記載を引用しないものとする訂正であるから、特許法第134条の2第1項ただし書第4号に規定する、いわゆる請求項間の引用関係の解消を目的とするものに該当する。

また、訂正事項4～6は、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内で行われたものであり、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものでもないことは明らかである。

(5) 訂正事項7

訂正事項7は、請求項11を削除するものであるから、特許請求の範囲の減縮を目的とするものに該当し、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内の訂正であって、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更する訂正でもないことは明らかである。

(6) 小括

したがって、本件訂正は、特許法第134条の2第1項ただし書き、並びに、同条第9項において準用する同法第126条第5項及び第6項の規定に適合するので、上記訂正を認める。

なお、請求人は、本件訂正についての被請求人の主張には反論していない（弁駁書第4ページ第12～13行）。

第3 本件訂正発明

本件特許の特許請求の範囲は、上記のとおり訂正が認められるから、本件訂正後の本件特許の請求項1～10、12～18に係る発明（以下「本件訂正発明1」等という。また、これらをまとめて単に「本件訂正発明」ということがある。）は、本件訂正により訂正した特許請求の範囲の記載及び本件特許明細書等からみて、その特許請求の範囲の請求項1～10、12～18に記載された次のとおりのもものと認める。

なお、本件訂正発明1、8～10に付したアルファベットは、請求人が分説した構成要件を表す。

「【請求項1】

- A 一連のリンクからなるアイテムを作成するためのキットであって、
- A-1 前記リンクはブルニアンリンクであり、前記アイテムはブルニアンリンクアイテムであり、
- B ベースと、
- C ベース上にサポートされた少なくとも1つのピンバーであって、ピンバーは、各々がリンクを望ましい向きに保持するための上部フレア状部分を含んだ、列に配置された複数のピンと、複数のピンの各々の、ピンの列の方向の前面上のアクセス溝を含むものと、
- D を含むキット。

【請求項2】

- 一連のリンクからなるアイテムを作成するためのキットであって、
- ベースと、
- ベース上にサポートされた少なくとも1つのピンバーであって、ピンバー

は、各々がリンクを望ましい向きに保持するための上部フレアー状部分を含んだ複数のピンと、複数のピンの各々の前面上のアクセス溝を含むものと、を含み、ピンバーとベースは、ピンバーをベースにしっかり取り付けるための対応する特徴を含む、キット。

【請求項 3】

ベースは、複数のピンの各々内に規定された載置開口部内に受け取り可能な複数の嵌合構造であって、干渉フィットを規定する嵌合構造と載置開口部の各々の間のインターフェースをもったものを含む、請求項 2 記載のキット。

【請求項 4】

嵌合構造の各々は直立に伸長した円筒を含み、載置開口部は、円筒の対応する 1 つを受け取るように丸みがある、請求項 3 記載のキット。

【請求項 5】

一連のリンクからなるアイテムを作成するためのキットであって、ベースと、

ベース上にサポートされた少なくとも 1 つのピンバーであって、ピンバーは、各々がリンクを望ましい向きに保持するための上部フレアー状部分を含んだ複数のピンと、複数のピンの各々の前面上のアクセス溝を含むものと、を含み、複数のピンの各々は、上部フレアー状部分から離された下部フレアー状部分と、リンクを保持するための中央部分を含む、キット。

【請求項 6】

一連のリンクからなるアイテムを作成するためのキットであって、ベースと、

ベース上にサポートされた少なくとも 1 つのピンバーであって、ピンバーは、各々がリンクを望ましい向きに保持するための上部フレアー状部分を含んだ複数のピンと、複数のピンの各々の前面上のアクセス溝を含むものと、を含み、ベースは、一連のリンクを望ましいパターンに形成するために、望ましい相対的な特別な方向に複数のピンバーをしっかりと取り付けるための複数のベースを含む、キット。

【請求項 7】

ベースはタブを含み、複数のピンバーの各々は、ベースに対しておよび複数のピンバーの他のものに対して複数のピンバーの各々を揃えるための対応するスロットを含む、請求項 6 記載のキット。

【請求項 8】

E リンクの一端を捕捉するためのアクセス溝中に伸長するように適応されたフックを含む、請求項 1 記載のキット。

【請求項 9】

F 一連のリンクの端部を一緒にしっかりと留めるためのクリップを含む、請求項 1 記載のキット。

【請求項 10】

G 一連のリンクは、一連の弾性バンドを含む、請求項 1 記載のキット。」

「【請求項 12】

リンクされたアイテムを作成する方法であって、

少なくとも 2 つの隣接するピンの間に望ましい相対的な特別な関係を規定するように、複数のピンを含んだ少なくとも 1 つのピンバーをベースにサポートするステップと、

少なくとも 2 つの弾性バンドを隣接するピンに跨って組み立てるステップと、

弾性バンドの一端を捕捉し、別の弾性バンドと係合している間にその端部を隣接するピン上まで引っ張るステップと、

望ましいリンクの長および構成が得られるまで、後続する端部を捕捉して引っ張るステップと、を含む方法。

【請求項 13】

少なくとも 2 つの弾性バンドの 2 つ目は、共通のピン上で、少なくとも 2 つの弾性バンドの 1 つ目の一端の真上に置かれる、請求項 12 記載の方法。

【請求項 14】

弾性バンドの一端を捕捉することは、一番上の弾性バンドの下まで伸びて、フックツールで一番下の弾性バンドを掴むように、ピンのアクセス溝中

まで届くフックツールを使うことを含む、請求項 1 3 記載の方法。

【請求項 1 5】

ピンの平行な列を提供するように、複数のピンバーをベースに組み立てることを含む、請求項 1 2 記載の方法。

【請求項 1 6】

ピンの望ましいパターンを規定するように、複数のピンバーを対応する複数のベースに組み立てるステップを含む、請求項 1 5 記載の方法。

【請求項 1 7】

別のピンバーのピンの間に伸長する少なくとも 1 つの弾性バンドを含んで、望ましいパターンにある複数の弾性バンドを、複数のピンバー上で組み立てることを含む、請求項 1 5 記載の方法。

【請求項 1 8】

リンクされたアイテムを形成するように、弾性バンドの端部をクリップ中に挿入するステップを含む、請求項 1 5 記載の方法。」

第 4 請求人の主張

1 要点

請求人の主張する請求の趣旨は、本件訂正発明 1、8～10 についての特許を無効にする、との審決を求めるものである。

また、その請求の理由については、次のとおり整理できる。

すなわち、審判請求時には、無効理由 1 及び 3（新規性欠如）、無効理由 2 及び 4（進歩性欠如）並びに無効理由 5（記載不備）が主張されていた。このうち、無効理由 1 及び 3 については、請求人は、本件訂正が認められる場合は、取り下げるとしており（第 1 回口頭審理調書【無効 2015-800034 について】請求人側項目「3」参照）、上記第 2 において本件訂正が認められることから、請求人の主張する請求の理由は、無効理由 2、4 及び 5 であると整理することができる。

そして、かかる無効理由の要点は、審判請求書（以下単に「請求書」という。）、補正書、弁駁書、並びに平成 27 年 9 月 24 日付け及び平成 27 年 10 月 5 日付け口頭審理陳述要領書等の記載内容からみて、以下のとおりである。

（1）無効理由 2（進歩性欠如）

本件訂正発明 1、8～10 は、甲第 1 号証に記載された発明、甲第 1 及び 2 号証に記載された発明、又は、甲第 1 号証に記載された発明と周知慣用技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができないものであり、本件特許は、特許法第 123 条第 1 項第 2 号に該当し無効にすべきものである。

（2）無効理由 4（進歩性欠如）

本件訂正発明 1、8～10 は、甲第 9 号証に記載された発明、甲第 9 及び 2 号証に記載された発明、又は、甲第 9 号証に記載された発明と周知慣用技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができないものであり、本件特許は、特許法第 123 条第 1 項第 2 号に該当し無効にすべきものである。

（3）無効理由 5（記載不備）

本件訂正発明が本件特許明細書等の発明の詳細な説明に記載したものではないから、その特許請求の範囲の記載は、特許法第 36 条第 6 項第 1 号に規定する要件を満たしておらず、本件特許は、特許法第 123 条第 1 項第 4 号に該当し無効にすべきものである。

また、本件特許明細書等の発明の詳細な説明の記載は、当業者が本件訂正発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載されたものではないから、特許法第 36 条第 4 項第 1 号の規定する要件を満たしておらず、本件特許は、特許法第 123 条第 4 号に該当し無効にすべきものである。

2 証拠方法

請求人が提出した証拠方法は、以下のとおりである。

甲第1号証	英国特許出願公開2147918号公報、及び翻訳
甲第2号証	米国特許第5、231、742号公報、及び翻訳
甲第3号証	米国特許第5、426、788号公報、及び抄訳
甲第4号証	米国意匠第D592、537S号公報、及び抄訳
甲第5号証	米国特許第1、994、659号公報、及び抄訳
甲第6号証	米国特許第7、040、120号公報、及び抄訳
甲第7号証	実用新案登録第3108472号公報
甲第8号証	米国特許第3、758、923号公報
甲第9号証	「Knitty : Spring 2007」と題するウェブページ (http://www.knitty.com/ISSUESpring07/FEATloomknitting.html) をプリントアウトしたもの、及び抄訳
甲第10号証	本件特許公報（特許第5514962号公報）
甲第11号証	小学館プログレッシブ英和中辞典第4版（1117頁 及び奥付）
甲第12号証	リーダーズ英和辞典第3版（1386頁及び奥付）
甲第13号証	現代英和辞典携帯版第5刷（748頁及び奥付）
甲第14号証	米国特許第8、485、565号公報、及び抄訳
甲第15号証	「DECISION Institution of Inter Partes Review」 と題する書面、及び翻訳
甲第16号証	「JUDGMENT AND FINAL WRITTEN DECISION」と題す る書面、及び翻訳
甲第17号証	本件特許に関する早期審査に関する事情説明書
甲第18号証	本件特許に関する早期審査に関する報告書
甲第19号証の1	インターネットアーカイブによる甲第9号証のアド レスの収集日の検索結果を表示するウェブページ (http://web.archive.org/web/20070310205702*/ http://knitty.com/ISSUESpring07/FEATloomknitting.html) をプリントアウトしたもの
甲第19号証の2	甲第19号証の1に表示されたアドレス収集日のう ち「2007年3月10日」をクリックして表示され た画面をプリントアウトしたもの
甲第20号証	米国特許第7、578、146号公報、及び抄訳
甲第21号証	米国特許第7、506、524号公報、及び抄訳
甲第22号証	米国意匠第D563、997S号公報
甲第23号証	SIMM MARKETING GMBH 2007年発行カタログ (表紙、13頁及び背表紙)
甲第24号証	特許・実用新案審査基準（第II部第2章「新規性・ 進歩性」1～8頁）
甲第25号証	請求人が甲第23号証に開示された編み機（商品名 「Wool Designer」）と同じ形状を有すると主張する編 み機（商品名「Wool Designer」）の写真撮影報告書
甲第26号証	被請求人の実施品であるレインボールームの製品説明 書
甲第27号証	CD-R（動画）【撮影対象】甲第25号証の編み機 を用いて「ブルニアンリンク」からなるアクセサリー である「“シングル”パターン輪ゴムリンク」を作成 している様子。 【撮影日時】平成27年5月28日 【撮影場所】請求人本社内
甲第28号証	「Rainbow loom公式ガイド かんたんかわいい！レ インボールームおしゃれアクセサリーLESSON BOOK」

	(表紙、10頁、11頁、34～37頁、76～79頁、並びに奥付)
甲第29号証	C D-R (動画) 【撮影対象】 甲第25号証の編み機を用いて「ブルニアンリンク」からなるアクセサリーである「フィッシュテイル」を作成している様子。 【撮影日時】 平成27年5月28日 【撮影場所】 請求人本社内
甲第30号証	C D-R (動画) 【撮影対象】 甲第25号証の編み機を用いて「ブルニアンリンク」からなる複雑な形状のアクセサリーを作成している様子。 【撮影日時】 平成27年5月28日 【撮影場所】 請求人本社内
甲第31号証	「レインボールームスターターキット活用ブック」(表紙、6～12頁及び奥付)
甲第32号証	「Rainbow Loom公式ガイド はじめてでもかんたん！かわいい！！レインボールームアクセサリー」(表紙、14頁、42～45頁、62～65頁及び奥付)
甲第33号証	P C T国際調査及び予備審査ガイドライン(日本語仮訳)(表紙、148～157頁)
甲第34号証	甲第9号証の2頁の編み機の写真画像を電子コピーして記録したC D
甲第35号証	請求人のホームページにおける「ファンルームプラス」と題するウェブページ (http://www.hanayamatoys.co.jp/product/category/hobby/funloom/fl-plus.html) をプリントアウトしたもの

以上の証拠方法のうち、甲第1～23号証は、請求書に添付され、甲第24～32号証は、弁駁書に添付され、甲第33～35号証は、平成27年10月5日付け口頭審理陳述要領書(2)に添付されたものである。これらの証拠方法のうち、甲第9号証については、被請求人はその成立を否認しており、その他の証拠方法の成立については、当事者間に争いはない(第1回口頭審理調書【無効2015-800034について】被請求人側項目「2」「3」参照)。

3 主張の概要

請求人の主張の概要は、以下のとおりである。

(1) 無効理由2について

ア 「甲第1号証には、支持エンドプレート17及びベースプレート19と、バー1'及び複数のフック5'を様々な傾斜角度や向き、距離に組み合わせることができる編み機であって、当該編み機を用いて編むことにより、多様なバリエーションの編み物製品を容易に製作できる技術思想が開示されている。」(請求書第24ページ第7～11行、補正書第25ページ第7～11行)

(甲第1号証のF I G. 3に請求人が色を付した図)

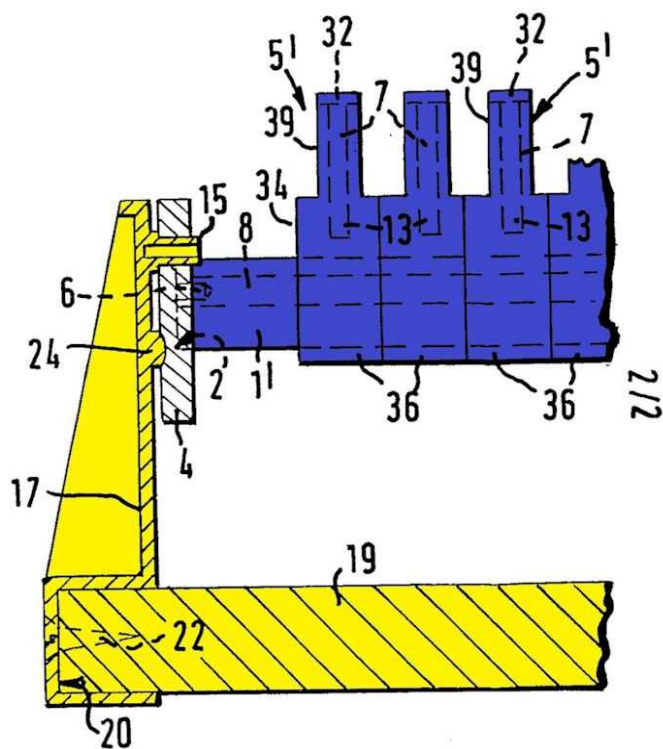


FIG. 3

イ 「甲第1号証には、手編み用の編み機が開示されており、この編み機は、編み物製品を作成するためのキットである。この編み機は、発明特定事項Aにおける『一連のリンクからなるアイテムを作成するためのキット』に相当する。

なお、発明特定事項Aの『一連のリンクからなるアイテムを作成するための』は、本件特許発明1の『キット』の使用目的を示しているにすぎず、物の発明である『キット』自体の構成を示す部分ではない。

また、『リンク』とは、英単語の『link』を日本語読みしたものであるところ、『link』とは、『編み物の目』の意味である（甲第11号証乃至甲第13号証）。よって、『一連のリンクからなるアイテム』とは、一連の編み物の目からなるアイテム、すなわち、編み物製品のことを意味する。」（請求書第25ページ第13～22行、補正書第26ページ第13～22行）

ウ 「甲第2号証（当審注：甲第1号証の誤記）には、・・・複数のフック5'を有するバー1'が旋回可能に支持される『支持エンドプレート17及びベースプレート19』（上記図3の黄色部分）が開示されており、これは発明特定事項Bの『ベース』に相当する。」（請求書第26ページ第3～6行、補正書第27ページ第3～6行）

エ 「甲第1号証には、・・・ベースである支持エンドプレート17及びベースプレート19上にサポートされた、『複数のフック5'を備えたバー1'』（上記図3の青色部分）が2本開示され、これは発明特定事項Cの『ピンバー』に相当する。

甲第1号証に記載のバー1'の各フック5'は、上方向に延在する部分（直立部）39を備え、その直立部39は、その上端部に、毛糸をフック5'に保持するのに適した平板状の『張出部32』を備えており、これは、発明特定事項Cの『上部フレア状部分』に相当する。

甲第1号証に記載の各フック5'は、手持ち式の編み物用かぎ針をガイドするために、直立部39の前面に沿って延在する『溝7』を備えており、これは、発明特定事項Cの『アクセス溝』に相当する。」（請求書第26ページ第12～22行、補正書第27ページ第12～22行）

オ 「甲第1号証には、『キット』である編み機が開示されており、この編み機は、発明特定事項Dに相当する。」（請求書第26ページ第24～25

行、補正書第27ページ第24～25行)

カ 「ア 訂正後本件特許発明1

・・・被請求人は、訂正後本件特許発明1と甲第1号証との相違点について、訂正事項1乃至3に相当する次の2点を挙げている(答弁書6頁22行目乃至29行目)。

(相違点1) 本件発明1は、ブルニアンリンクならなるブルニアンリンクアイテムを作成するためのキットであるのに対し、甲1発明は、毛糸からなる編み物を作成するための編み機である点。

(相違点2) 本件発明1では、複数のピンの各々が、ピンの列の方向の前面上のアクセス溝を含むのに対し、甲1発明では、複数のピンの各々が、ピンの列の方向の横面上のアクセス溝を含む点。」(弁駁書第4ページ下から第4行～第5ページ第11行)

キ 「(ア) 被請求人主張の相違点1について

a. 訂正事項1(被請求人が主張する相違点1)が発明特定事項とならないこと

被請求人は訂正事項1を相違点1として主張するが、訂正事項1は発明を特定する事項ではない。よって、相違点となるものでもない。

・・・『ブルニアンリンクアイテムを作成するための(キット)』という部分は、単に使用目的を示しているに過ぎず、物の発明である『キット』の構成を示すものではないので、訂正事項1は、何ら発明を特定する事項ではないのである。」(弁駁書第5ページ第12行～第6ページ第9行)

ク 「平成27年6月5日最高裁判決(平成24年(受)1204号、裁判所HP)は、・・・特許請求の範囲に、物の発明において物自体の構造や特性等を特定する記載の他、その製法が記載されている場合についてのものであるところ、これは、物の発明において物自体の構造や特性等を特定する記載の他、その用途(使用目的)が記載されている場合についても同様の解釈がなされるべきである。よって、物の発明において用途が限定されていても、その部分は発明の特定事項としては解釈されないのである。

従って、最高裁判決の理解に従って考えた場合にも、ブルニアンリンクからなるブルニアンリンクアイテムを作成するためという用途限定部分は、訂正後本件特許発明1の発明特定事項となるものではないことは明らかである。」(弁駁書第6ページ下から第3行～第7ページ第17行)

ケ 「訂正後本件特許発明における編み機の構造自体が、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、編み機が、『ブルニアンリンクアイテム』なるものを作成するという用途に特に適した物を意味していると解することはできないのであるから、この点においても、かかる用途限定部分が発明特定事項とならないことは明らかである。」(弁駁書第7ページ下から第2行～第8ページ第3行)

コ 「製造方法の発明についてではあるが、特許請求の範囲に記載された『子供乗物用タイヤ』の解釈が問題となった事案において、昭和55年10月31日大阪地裁判決(昭和50年(ワ)第3925号、裁判所HP)は、・・・特許請求の範囲に記載されていても『子供乗物用』に限定して解釈されない旨を判示した。

本件においても、訂正後本件特許発明は、編み機の構造に特徴がある物の発明であり、用途に発明の特徴を有するいわゆる用途発明などではないのであるから、かかる裁判例からしても、『ブルニアンリンクアイテム』なるものを作成するためのという部分が発明特定事項とならないことは明らかである。」(弁駁書第8ページ第4～15行)

サ 「b. 甲第1号証においてもブルニアンリンクアイテムを容易に作成できること

・・・
アクセス溝の向きにおいて甲第1号証と同一の構造を有する編み機によって『ブルニアンリンク』を作成し、また、『ブルニアンリンク』からなるアクセサリを容易に作成できることは明らかであり、そもそもその編み機を用いて何を作成するかは、編み手が自由に決めるものであるから、いずれに

しても、訂正事項１は甲第１号証との相違点とならないことは明らかである。」（弁駁書第８ページ第１６行～第１６ページ第６行）

シ 「c. アクセス溝の向きにおいて被請求人自身が甲第１号証に開示された編み機と同一の構造を有する編み機で『ブルニアンリンク』が編めると自認していること

・・・甲第１号証と全く同一の構造を有する編み機によって『ブルニアンリンク』を作成し、また、『ブルニアンリンク』からなるアクセサリーを容易に作成できることは被請求人自身も認めるところであり、いずれにしても、訂正事項１は甲第１号証との相違点とならないことは明らかである。」（弁駁書第１６ページ第７行～第１７ページ第５行）

ス 「（イ）被請求人主張の相違点２について

被請求人主張の相違点２、すなわち、訂正事項２及び３（複数のピンの各々が、ピンの列の方向の前面上のアクセス溝を含む点）は、単なる設計事項に過ぎない。

・・・

a. 弾性バンドを編む方向と同じ方向にアクセス溝が存在する必要はないこと

・・・そもそも、訂正後本件特許発明は、複数のピンが配置されたピンバーを、（１本の場合を含むにしても）複数本備える編み機、すなわち、本件特許公報の図１、図１２、図１３及び図１７のとおり、複数のピンバーからなる編み機であり、横に並んでいる隣の列のピンに弾性バンドを掛けることや、斜めの方向に存在するピンに弾性バンドを掛けること等様々な場合が想定されており、被請求人が敢えて取り上げた列方向に編む場合の他、列方向に対して直角方向に編む場合、また、斜めに編む場合と様々な向きに編むことが想定されている・・・

b. 弾性バンドを編む方向と直角の方向にアクセス溝が存在しても容易に編めること

・・・アクセス溝の向きと弾性バンドを編む向きが直角であっても弾性バンドを容易に編むことができることは明らかである。言い換えれば、アクセス溝の向きは、何れを向いていても問題はなく、何ら技術的意義を有しないものであり、アクセス溝の向きは設計事項に過ぎないのである。

・・・

c. 被請求人の主張が失当であること

この点、上記のとおり、被請求人の答弁書第８頁末尾乃至９頁に亘る主張は、ピンの列方向に沿って弾性バンドを編んでいくという特定の方法のみを想定した主張であるところ、上記図１３乃至図１５のとおり、アクセス溝が外側を向いていてもピンの列方向に沿って弾性バンドを編むことは容易である上、そもそも、上記図１乃至図１１のとおり、ピンの列方向に沿って弾性バンドを編む以外にもブルニアンリンクからなるアイテムを作成する方法は無限に存在する。そしてブルニアンリンクからなる無限のバリエーションのアイテムを作成するという本件特許発明の目的を考えれば、ほぼ無限に想定されるブルニアンリンクの編み方のうち、特定の編み方に適合するように編み機の構造を設計する必要は全くない。」（弁駁書第１７ページ第６行～第２２ページ第２行）

セ 「（ウ）相違点１に係る構成（訂正事項１）は甲第２号証に記載された構成又は周知慣用技術であること

・・・被請求人が主張するところの相違点１は、相違点ではないことは明らかであるが、仮にこの点を相違点と捉えたとしても、かかる相違点は当事者において容易に想到できるものであり、進歩性がないことは明らかである。

すなわち、平成１５年８月２７日東京高裁判決（平成１４年（行ケ）第３７６号、裁判所ＨＰ）は、・・・『しかして、特定の発明に係る物の新しい性質、機能を発見し、これを本来想定していた用途と異なる用途に利用することが、用途発明として上記物の発明とは別異の発明としての評価を受けることはあり得ることである。しかしながら、特定の発明に係る物が有する本来の性質、機能と異なる性質、機能を利用するといっても、その性質、機能が従来の公知技術から当業者において容易に想到できるものである場合や、それらが周知事項に属するものである場合には、少なくとも、その用途

に係る発明に進歩性を認めることはできないというべきである。』と判示している。

この点、本件においては、・・・そもそも、用途発明として評価を受けるようなものでないことは明らかな上、仮に、そのような評価を受けるとしても、従来から存在する構造の編み機でブルニアンリンクアイテムなるものを作成する（すなわち、被請求人の主張によると、閉じたループを編むこと）ということは、以下のとおり甲第2号証に閉じたループ材料を編み機で編むことが開示されていることや、周知慣用技術（甲第2号証乃至甲第5号証）からすると、当業者が容易に想到できるものであることは明らかであり、進歩性がない。」（弁駁書第23ページ第8行～第24ページ第12行）

ソ 「イ 訂正後本件特許発明8

審判請求書において詳述したとおり、甲第1号証及び甲第2号証には、訂正後本件特許発明8の発明特定事項Eが開示されている。」（弁駁書第26ページ下から第7～5行）

タ 「ウ 訂正後本件特許発明9

・・・審判請求書において詳述したとおり、甲第3号証には、一連のリンクの端部を留める『a connecting loop 24』（甲第3号証記載のFIG. 3、第3欄42行乃至46行参照）が開示され、甲第4号証には、クリップ（甲第4号証記載のFIG. 1乃至FIG. 12参照、これらの図のリングの上部には、ゴムバンドのリンクの両端を留めているクリップがある。）が開示され、甲第6号証には、フック（甲第6号証記載のFIG. 1参照）が開示されている。さらに甲第7号証には、環状体を連結したリンクの両端を留めるU字型の『弾性杆14』（甲第7号証記載の図1及び図3参照）が開示されている。内向きに面した端部を有するクリップの形状は、甲第6号証の『フック』及び甲第7号証の『弾性杆14』に加えて、甲第8号証にも開示されており、きわめてありふれた技術である。

以上により、発明特定事項Fの『クリップ』は、訂正後本件特許発明9の特許出願前の周知慣用技術であることが明らかである。」（弁駁書第27ページ第1～15行）

チ 「エ 訂正後本件特許発明10

審判請求書において詳述したとおり、訂正後本件特許発明10の発明特定事項Gは、甲第2号証乃至甲第4号証に開示されており、周知慣用技術である。つまり、編み機で編まれる一連のリンクの少なくとも一部に弾性バンドを含めることは周知慣用技術である。」（弁駁書第27ページ下から第3行～第28ページ第2行）

ツ 「エ 対応米国特許が無効になったこと

本件特許の対応米国特許第8、485、565号（以下『本件対応米国特許』という。甲第14号証）に関し、米国特許商標局に特許異議（Inter Partes Review）が申し立てられ、特許審判部は、本件対応米国特許の請求項1、5乃至8、10、及び11についてその申し立てを認め（甲第15号証：DECISION）、それに対し特許権者は、当該請求項1、5乃至8、10、及び11を放棄している（甲第16号証）。すなわち、特許審判部は、甲第1号証により、請求項1、5乃至8は新規性がない（Anticipation）、甲第1号証、甲第2号証、及び甲第4号証又は米国特許第8、418、434号により、請求項10、11は自明である（Obviousness）として、当該特許は無効であると判断している。

・・・本件特許の対応米国特許は、上述のように甲第1号証等の文献に基づいて無効と判断されたのであるから、上記述べた理由のとおり、本件特許も無効であると確信する。」（請求書第40ページ下から第5行～第41ページ下から第6行、補正書第41ページ下から第7行～第42ページ下から第8行）

（2）無効理由4について

ア 「本件特許発明が『ベース』と『ピンバー』が一体構造であるものを含むと考えた場合には、進歩性も有さない。」（請求書第52ページ下から第2～1行、補正書第48ページ第3～4行）

イ 「(ア) 甲第9号証に記載された発明

甲第9号証の第2頁の写真・・・には、ベース上に複数のペグ(peg)が2列に並べられた編み機が開示されている。また、甲第9号証の第2頁第5段落(第16行乃至第32行)には、ペグが互いに向かい合うように2列に敷き詰められることが開示されている。複数の各ペグは、ベースから上方に直立し、正面側にペグの直立方向に沿った溝と、他の部分よりも径が大きくなった上端部を備えている。溝には、かぎ針を挿入して、ペグに掛けられた編み目を引っ掛けることができる。上端部は、他の部分よりも径が大きいのので、編み目がペグから外れるのを防止できる。甲第9号証の第2頁第6段落(第33行乃至第36行)には、ペグからループを持ち上げてはずし網み目を作るために使用される編み具(かぎ針)について開示されている。」(請求書第43ページ下から第8行～第44ページ第3行、補正書第44ページ下から第10行～第45ページ第1行)

ウ 「甲第9号証には、手編み用の編み機が開示されており、この編み機は、編み物製品を作成するためのキットである。この編み機は、発明特定事項Aにおける『一連のリンクからなるアイテムを作成するためのキット』に相当する。

なお、発明特定事項Aの『一連のリンクからなるアイテムを作成するための』は、本件特許発明1の『キット』の使用目的を示しているにすぎず、物の発明である『キット』自体の構成を示す部分ではない。

・・・

甲第9号証には、複数のペグが立設されたベースが開示されており、これは発明特定事項Bの『ベース』に相当する。

・・・

甲第9号証には、ベース上に直線状に立設された複数のペグが開示されている。ベースとピンバーが一体構造であることを前提に考えると、ベース上のピンバーと、ベース上の並べられた複数のペグは構成上同一であるから、これらの並べられた複数のペグは発明特定事項Cの『ピンバー』に相当する。

甲第9号証に記載の各ペグは、他の部分よりも径の大きい上端部を有し、この上端部は、ペグに掛けられた編み目を保持できるので、これは発明特定事項Cの『複数のピン』に相当する。

甲第9号証に記載の各ペグの各前面には、溝が形成されており、これは、発明特定事項Cの『アクセス溝』に相当する。

・・・

甲第9号証には、『キット』である編み機が開示されており、この編み機は、発明特定事項Dに相当する。」(請求書第45ページ第2行～第46ページ第8行、補正書第45ページ下から第1行～第47ページ第6行)

エ 「ア 訂正後本件特許発明1

・・・被請求人は、訂正後本件特許発明1と甲第9号証との相違点について、訂正事項1乃至3に相当する次の2点を挙げている(答弁書13頁16行目乃至26行目)。

(相違点1) 本件発明1は、ブルニアンリンクならなるブルニアンリンクアイテムを作成するためのキットであるのに対し、甲9発明は、編み糸からなる編み物を作成するための編み機である点。

(相違点2) 本件発明1では、複数のピンの各々が、ピンの列の方向の前面側のアクセス溝部を含むのに対し、甲9発明のペグには溝は存在しない点。」(弁駁書第29ページ第1～14行)

オ 「(ア) 被請求人主張の相違点1について

被請求人は訂正事項1を相違点1として認定するが、・・・訂正事項1の『前記リンクはブルニアンリンクであり、前記アイテムはブルニアンリンクアイテムであり、』の限定は、『キット』の用途限定であり、訂正後本件特許発明1の構成となるものではなく、訂正事項1は甲第9号証との相違点となるものではない。また、甲第9号証に記載された編み機においてもブルニアンリンクを作成することは容易であり、かかる観点からも相違点となり得ない」(弁駁書第29ページ第15～22行)

カ 「(イ) 被請求人主張の相違点2について

訂正事項 2 及び 3（複数のピンの各々が、ピンの列の方向の前面上のアクセス溝を含む点）は、単なる設計事項である。

被請求人は、甲 9 発明のペグには溝は存在しない点を相違点 2 としてあげ、・・・甲第 9 号証のペグにはアクセス溝が開示されており、被請求人の主張は明らかに誤りである。

・・・訂正事項 2 及び 3 のアクセス溝の向きは何ら技術的意義を有さず、単なる設計事項にすぎないのであるから、アクセス溝の向きという相違点 2 があることをもって、訂正後本件特許発明 1 が、甲第 9 号証に基づく進歩性の無効理由が解消するとの根拠とすることはできない。」（弁駁書第 29 ページ下から第 4 行～第 31 ページ第 1 行）

キ 「d 『ベース』と『ピンバー』が一体の構造を有する編み機が本件特許出願の優先日前に周知であったこと

『ベース』と『ピンバー』が一体の構造を有し、また、当該ピンバーが、各々がリンクを望ましい向きに保持するための上部フレアー状部分を含んだ複数のピンと、複数のピンの各々の前面上のアクセス溝を備えている編み機は、甲第 9 号証に開示されているのみならず、本件特許出願の優先日前から、多数の刊行物に開示されており、また多数販売されており、極めてありふれた構造である。」（補正書第 50 ページ第 12～19 行）

ク 「イ 訂正後本件特許発明 8

審判請求書において詳述したとおり、甲第 9 号証及び甲第 2 号証には、訂正後本件特許発明 8 の発明特定事項 E が開示されている。」（弁駁書第 31 ページ第 11～13 行）

ケ 「ウ 訂正後本件特許発明 9

審判請求書において詳述したとおり、訂正後本件特許発明 9 の発明特定事項 F は、甲第 3 号証、甲第 4 号証、甲第 6 号証乃至甲第 8 号証に開示されており、周知慣用技術である。」（弁駁書第 31 ページ下から第 8～5 行）

コ 「エ 訂正後本件特許発明 10

審判請求書において詳述したとおり、訂正後本件特許発明 10 の発明特定事項 G は、甲第 2 号証乃至甲第 4 号証に開示されており、周知慣用技術である。つまり、編み機で編まれる一連のリンクの少なくとも一部に弾性バンドを含めることは周知慣用技術である。」（弁駁書第 32 ページ第 1～5 行）

サ 「ウェイバック・マシンとは、世界中のウェブ情報を代表とする様々なデジタル情報をアーカイブ（保存）している非営利法人であるインターネットアーカイブが提供するサービスであり、ウェブページを収集、アーカイブ（保存）し、収集時点のウェブページを閲覧に供するサービスである。

・・・インターネットアーカイブが保存した過去のウェブサイトは、民事訴訟手続上、一般的に証拠として採用されており・・・、また、世界知的所有権機構作成に係る平成 26 年 7 月 1 日付け『PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン』（甲第 33 号証：154 頁）では、ウェブサイトの公開日を知るための利用できる技術的手段として、ウェイバック・マシンを利用して取得したウェブページ情報を掲げており、ウェイバック・マシンを利用して取得した過去のウェブページ情報は、国際調査及び国際予備審査の実務においても一般的に信用性が認められているものである。

・・・そもそも、甲第 19 号証の 1 及び 2 は、甲第 9 号証が 2007 年 3 月頃に公開されていたことを補強するための証拠であるところ、上記のとおり、甲第 9 号証自体に『Kinitty: Spring 2007』と印字されており、このことのみをもっても、甲第 9 号証が、2007 年春には作成、公開されていることが十分に推認できるものである」（平成 27 年 10 月 5 日付け口頭審理陳述要領書（2）第 3 ページ第 10 行～第 4 ページ第 11 行）

（3）無効理由 5 について

ア 「本件特許発明が『ベース』と『ピンバー』が一体構造であるものを含むと考えた場合には、特許法第 36 条に規定する特許出願の記載要件も満たさない。」（請求書第 57 ページ第 13～15 行、補正書第 59 ページ第 2～4 行）

イ 「本件特許発明は、『ベース』と、『ベース』上に載置される『ピンバー』を構成要素として備えており、これらが別体であることは明らかである。

すなわち、本件特許の明細書の【発明の概要】に、『ベースとピンバーは、完成されたリンクの向きの無尽のバリエーションを提供するように、様々な組み合わせおよび向きに組み立てられ得る』（段落【0005】）と記載されていることから明らかなとおり、本件特許発明は、ベースとピンバーを、様々な組み合わせ及び向きに組み立てることができる編み機を提供し、もって、無尽のバリエーションの編み物製品を容易にできるようにすることにある。よって、当然ながら、『ベース』及び『ピンバー』は、別体で、互いに様々な向きに組み合わせることのできる構造であることが必須である。

また、本件特許の請求項2には、『ピンバーをベースにしっかり取り付ける・・・』と記載されており、『ベース』と『ピンバー』が別個独立の構成要素であることを前提としている。

さらに、本件特許の明細書や図面では、『ベース』と『ピンバー』が別体である構造についてのみ説明されており、『ベース』と『ピンバー』が一体である構造については一切説明されていない。すなわち、本件特許の明細書には、『いくつかのピンバー14がいくつかのベース12に載置されている。』（段落【0011】）、『より大きな例示的ベース12'によって提供された追加の円筒28は、同じ数のベース12'で追加のピンバー14の載置を提供する。』（段落【0018】）と記載されており、『ピンバー』は『ベース』と一体のものではなく、『ベース』の上に置かれるものであると説明されている。

また、・・・『ベース』と『ピンバー』とが別体であり、お互いを組み合わせることができる構造を有することを前提として説明がなされている。他方で、本件特許の明細書等において『ベース』と『ピンバー』が一体であることを許容する記載は一切見当たらない。」（請求書第41ページ下から第4行～第43ページ第2行、補正書第42ページ下から第6行～第43ページ下から第1行）

ウ 「ア サポート要件違反による無効

・・・『ベース』と『ピンバー』が一体構造を有する発明は、本件特許の明細書（甲第10号証）の発明の詳細な説明に記載されたものではない。」（請求書第57ページ下から第4～1行、補正書第59ページ第10～13行）

エ 「イ 実施可能要件違反による無効

『ベース』と『ピンバー』が一体構成を有する発明について、本件特許の明細書の発明の詳細な説明には一切記載されていない。すなわち、本件特許の明細書の発明の詳細な説明において、『ベース』と『ピンバー』が一体構成を有する発明についての具体的な実施の形態や実施例が全く記載されていない。」（請求書第58ページ第3～7行、補正書第59ページ下から第9～5行）

第5 被請求人の主張

1 要点及び証拠方法

これに対し、被請求人は、以下の理由、証拠方法に基づき、本件審判請求は成り立たない、審判費用は請求人の負担とする、との審決を求めている。

乙第1号証 小学館ランダムハウス英和大辞典 第2版、210頁
「band」、表紙及び奥付

乙第2号証 Dale Rolfsen, “Knots and links”, AMS Chelsea
Publishing, Reprinted with corrections by American
Mathematical Society, 2003, 中表紙、中表紙裏、67頁

乙第3号証 平成2年（ワ）2886号、平成3年（ワ）9996号判決
文

乙第4号証 請求人の製品「ファンルーム」に同梱された「ファンルーム
取扱説明書」

乙第5号証 被請求人の別製品「モンスターテイル」に同梱された「説明書」

以上の証拠方法は、平成27年9月24日付け口頭審理陳述要領書に添付されたものである。また、これらの証拠方法の成立については、当事者間に争いはない（第1回口頭審理調書【無効2015-800034について】請求人側項目「2」参照）。

2 主張の概要

被請求人の主張の概要は、以下のとおりである。

（1）無効理由2に対する反論

ア 「（3）本件発明1と甲1発明との対比

a 一致点及び相違点

本件発明1と甲1発明とは、溝部とフレア一部を有し、列状に配置されたピンを備えたピンバーと、ピンバーを支えるベースとを含む器具のキットである点で一致するが、以下の点において相違する。

（相違点1）本件発明1は、ブルニアンリンクからなるブルニアンリンクアイテムを作成するためのキットであるのに対し、甲1発明は、毛糸からなる編み物を作成するための編み機である点。甲第1号証には、ブルニアンリンクについて記載も示唆もない。

（相違点2）本件発明1では、複数のピンの各々が、ピンの列の方向の前面上のアクセス溝を含むのに対し、甲1発明では、複数のピンの各々が、ピンの列の方向の横面上のアクセス溝を含む点。」（答弁書第6ページ下から第17～6行）

イ 「b 相違点1について

．．．

本件発明1は、使用目的が限定された用途発明であり、本件発明1においてこの用途は、キットの単なる有用性を示すものではなく、請求項1に記載された具体的構成に示されるとおり、その用途に特に適した形状と構造を意味するものである。よって、この用途が、本件発明1を特定するための構成として実質的な意義を有することは明らかである。」（答弁書第6ページ下から第4行～第7ページ下から第7行）

ウ 「相違点1に関し、甲第1号証に、ブルニアンリンクに関する記載も示唆も無いことは上記のとおりであるが、加えて、甲1発明により本件明細書に記載のブルニアンリンクを作成することは、実用性が無い。

．．．

仮に、甲1発明の編み機を用いて困難な作業のうえブルニアンリンクを作成することができたとしても、それは、甲1発明の課題である『特定の種類の障害を持つ人が容易に使用できる』ものではないことは一目瞭然である。

したがって、甲1発明をブルニアンリンクアイテムの作成に用いることは、意図されておらず、採用することがあり得ないことは明らかであり、当業者において動機付けが無いばかりか、阻害要因があると言わざるを得ない。」（答弁書第8ページ下から第4行～第9ページ下から第7行）

エ 「上記相違点2について、甲1発明においては、甲第1号証の請求項1において特定されるとおり、溝がピンの横面に形成されることは、甲1発明の課題を解決するために必要な構成である。

すなわち、甲1発明は、手の動きを強調させることが難しいような、障害を持つ人を含めて、編む人が、各ピンの溝にかぎ針を正しく置いて、編み目ルーを容易に係合させ得るような導入ガイドを提供することを課題とする発明であり、この課題を解決するために、具体的には、ピンの溝7に繋がる溝13が設けられ、これによりユーザが、かぎ針をピンの溝7に置くことが助けられるように構成されているのである（請求項1）

そうすると、溝13を必須の構成とする甲1発明において、溝13に繋がる溝7を、本件発明1のようにピンの前面に形成することが不可能であることは明らかである。」（答弁書第10ページ第14行～25行）

オ 「本件発明 8～10 は、いずれも、本件発明 1 の構成を全て備えた発明であるから、本件発明 1 と同様に、当業者が容易になし得た発明ではない。」（答弁書第 10 ページ下から第 5～4 行）

カ 「米国にて対応米国特許に IPR が請求され、請求項 1 等が削除されたことは事実である。しかし、これは、IPR が請求されたことにより、米国における本件特許を巡る侵害訴訟の審理がいったん中断されたところ、審判部から見解書が送付され、本件権利者である本件原告の意見が求められた段階で、原告が、請求項 1 以外の重要な請求項が有効と判断されたことに着目し、米国での侵害訴訟を迅速に進行させるために、この意見書に争うことなく請求項 1 等を削除したことによるものである。したがって、審判部からの否定的見解に対し、それに同意して請求項 1 等の発明を放棄したものではない。

また、米国審判部が請求項 1 等について否定的見解を示した理由は、請求項 1 の構成要件を、明細書の発明の詳細な説明の記載を全く考慮することなく極めて抽象的に解釈した結果であり、米国審判部の判断は誤りである。」（答弁書第 11 ページ下から第 10 行～第 12 ページ第 2 行）

（2）無効理由 4 に対する反論

ア 「請求人は、甲第 9 号証の公知性を、甲第 19 号証の 1 及び 2 によって立証しようとしている。しかし、ウェイバック・マシンについては、その正確性が保証されるものではないため、甲第 19 号証の 1 及び 2 をもって直ちに、甲第 9 号証が 2007 年 3 月頃から閲覧可能な状態となっていたことを認めることはできないと考える（平成 18 年（行ケ）第 10358 号審決取消請求事件、裁判所ホームページ）。」（平成 27 年 9 月 24 日付け口頭審理陳述要領書第 2 ページ第 5～10 行）

イ 「（3）本件発明 1 と甲 9 発明との対比

α 一致点及び相違点

本件発明 1 と甲 9 発明とは、フレア一部を有し、列状に配置されたピンを備えたピンバーと、ピンバーを支えるベースとを含む器具のキットである点で一致するが、以下の点において相違する。

（相違点 1）本件発明 1 は、ブルニアンリンクからなるブルニアンリンクアイテムを作成するためのキットであるのに対し、甲 9 発明は、編み糸からなる編み物を作成するための編み機である点。甲第 9 号証には、ブルニアンリンクについて記載も示唆もない。

（相違点 2）本件発明 1 では、複数のピンの各々が、ピンの列の方向の前面上のアクセス溝を含むのに対し、甲 9 発明のペグには溝は存在しない点。」（答弁書第 13 ページ第 15～25 行）

ウ 「相違点 1 に関しては、甲第 9 号証に、ブルニアンリンクに関する記載も示唆も無いことに加え、甲 9 発明によりブルニアンリンクを作成することは、実用性が無い。上述のとおり、ブルニアンリンクを作成するには、ピン上の弾性バンドの装着を外して隣のピンへ掛け戻すことを繰り返すのであるが、ペグに溝が存在しない以上、溝無くして弾性バンドの装着を外すことはできないからである。

また、仮に甲 9 発明のペグに請求人の主張する溝が存在したとしても、その位置はペグの横面であるから、上記甲 1 発明との対比で述べたと同様に、なおブルニアンリンクの作成は極めて困難であって、実用には到底適さない。

したがって、甲 9 発明をブルニアンリンクアイテムの作成に用いることは、意図されておらず、採用することはあり得ないことは明らかであり、当業者において動機付けが無いばかりか、阻害要因があると言わざるを得ない。」（答弁書第 14 ページ下から第 13～2 行）

エ 「上記相違点 2 について、甲第 9 号証においては、ペグの溝について何ら説明が無く、『編みボード』と称する該編み機を用いた『非常に面白い』とされる編み地の具体的な作り方（糸のかけ方等）も不明である。唯一、『ボードの片側からもう片側へと糸をかけることで編み目ができます。』との記載が認められることから、甲第 21 号証の図 1 及び図 2 に記載されていると同様の編み方を行うことが想定される。そうすると、溝は必要な構成

ではない。」（答弁書第15ページ第13～18行）

オ 「本件発明8～10は、いずれも、本件発明1の構成を全て備えた発明であるから、本件発明1と同様に当業者が容易になし得た発明ではない。」（答弁書第15ページ下から第8～7行）

（3）無効理由5に対する反論

ア 「このサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明であって、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである。

本件明細書に記載された発明の課題、及びプルニアンリンクの作成方法からすれば、本件発明1に規定されるとおり、ピンバーはベース上にサポート（支持）されたものであれば良いことは明らかである。つまり、『ベース』と『ピンバー』が一体構造であっても別体構造であっても、何ら変わることなく、プルニアンリンクを容易に作成するとの本件発明の課題を解決できることを、本件明細書の発明の詳細な説明に基づき、当業者は認識するものである。両者が別体であるか一体であるかは、本件発明の技術的思想ないし本質とは無関係である。」（答弁書第16ページ第13～26行）

イ 「この実施可能要件は、当業者が、明細書および図面に記載した事項と出願時の技術常識とに基づき、請求項に係る発明を実施することができる程度に、発明の詳細な説明を記載しなければならないことを求めるものであるところ、当業者がその技術常識に基づいても、ベースとピンバーが一体である、本件明細書に図示されたとおりのキットを作り使用することができないとする理由が不明である。」（答弁書第17ページ第4～9行）

第6 無効理由5についての当審の判断

事案に鑑み、無効理由2及び4の検討に先立ち、無効理由5について検討する。

1 特許法第36条第6項第1号（サポート要件）違反について

（1）前提

特許請求の範囲の記載が、特許法第36条第6項第1号で規定するサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである（知的財産高等裁判所特別部判決平成17年（行ケ）第10042号、第5の2（3）ア）。

（2）本件特許明細書等の発明の詳細な説明

本件特許明細書等の発明の詳細な説明には、以下の記載がある。なお、下線は理解の便のため、当審にて付したものである。

A 「【背景技術】

【0003】

独自に色付けされたブレスレットまたはネックレスを作るための材料を含むキットは、常にいくらかの人気を博してきた。しかしながら、そのようなキットは通常、異なる色に色付けされた糸およびビーズのような原材料を含むだけで、使用可能で望ましいアイテムを構築することは個人の技量と才能に依存する。従って、独自の装着可能なアイテムを作成するための材料を提供するのみでなく、望ましく耐久性のある装着可能なアイテムを成功裡に作成することを多くの技量および芸術的レベルの人々にとって容易にするよ

うに構築を簡略化もするキットについての必要と願望がある。」

B「【発明の概要】

【0004】

ブルニアンリンク (Brunnian link) とは、チェーンを形成するために、別の閉じたループを捕捉するようにそれ自体上で二重化された閉じたループから形成されたリンクである。そのようなリンクを望ましいやり方で形成するのに、弾性バンドが利用されることができる。例示的キットおよびデバイスは、複雑な構成のブルニアンリンク物品の作成を提供する。しかも、例示的キットは、ブルニアンリンク組み立て技術を使って独自の装着可能な物品の成功する作成を提供する。」

C「【0005】

例示的キットは、少なくとも1つのベースによって望ましい特別な向きにサポートされたいくつかのピンバーを含む。望ましい特別な方向は、完成品の望ましいリンクされた構成に依存する。ベースとピンバーは、完成されたリンクの向きの無尽のバリエーションを提供するように、様々な組み合わせおよび向きに組み立てられ得る。しかも、可能な完成品の作成を更に拡張するために、追加のベースとピンバーが追加されることができる。」

D「【0006】

ピンバーの各々は、弾性バンドをその場に保持するためのフランジ状の上部部分と、前方アクセス溝を含む。前方アクセス溝は、ブルニアンリンクを形成するために、より下のバンドが掴まれて隣接するバンドの上で引っ張られることができるように、一番上の弾性バンドの下にフックが挿入されることを提供する。開示されたキットは、隣接するピンの多くの可能な向きと、従って完成されたリンクされた物品についての異なる向きおよびデザインを提供する。」

E「【発明を実施するための形態】

【0009】

図1を参照すると、図2に示されたブレスレット、ネックレスおよびその他の装着可能なまたは装飾的なアイテムのようなブルニアンリンクアイテムを作成するための例示的キットが10で指し示されている。」

F「【0010】

図3を参照すると、ブルニアンリンク20が、実際の結び目を形成することなく、連続的なループ状構造から形成されている。いくつかのリンクが、円形構造を形成するようにチェーンに形成されている。端部がそれからしっかりと留められて、耐久性のある装着可能なアイテムが作成される。この例では、3つの閉じたループ状のゴムバンドのような弾性アイテム20が単一のチェーンを形成しているのが示されている。各リンクは、系列中の別のループ構造の中央部分24で1つのループ構造の端部22を捕捉することによって形成される。各リンクは、望ましい形状と一体性を維持することを前および後続のリンクに依存する。1つのリンク20を取り除くことは、全てのリンクがお互いからはずれるようになることに結果としてなる。」

G「【0011】

図1を参照すると、例示的キット10は、その各々が複数のピン26を含むピンバー14をサポートするベース12を含む。フックツール16が、バンドを1つのピン26から別のものへ掴んで動かすために含まれている。クリップ18は、リンクされたアイテムを完成してしっかりと留めるために完成したリンクの端部を受け取る。ピンバー14と対応するピン26を望ましい揃えでサポートするために、示されたように1つまたはいくつかのピンバー14がいくつかのベース12に載置されている。この例では、中央のピンバー14が、2つの最も外側のピンバー14から1つ先にされている。この揃えは、望ましいリンクされたアイテムの作成を提供する。この例では、ピンバー14を望ましい相対的な向きにサポートするために、3つのベース12が利用されている。」

H「【0014】

ピンバー14は、単一の列に規定された複数のピン26を有する一体構造である。ピン26の各々は等距離Aの間隔を空けられている。ピン26の各々は、フランジ状上部38と前方アクセス溝40を含む。

【0015】

図6、7、8および9を参照すると、各ピン26は、バー部分42から上向きに伸長し、ゴムバンドを保持して間隔を空けるための特徴を含む。各ピン26は、リンクの作成中にゴムバンドの誤った開放を防止するために外向きにフレアー状になったフランジ状上部38を含む。アクセス溝40は、ピン26の中心に向けて内向きに伸長する縦方向の溝である。アクセス溝40は、バー部分42からフランジ状上部38との開放端まで伸長する。溝40は、ピン26の間でゴムバンドの端部を動かすために利用されるフックツール16（図1）の挿入のための間隙を提供する。」

I「【0020】

図14A-Cを参照すると、例示的キットによって提供されるブルニアンリンクを形成する方法は、弾性バンドを隣接するピン26上に装填する最初のステップを含む。この例では、一番右の端部で始まって各ゴムバンドが隣接するピンに渡って引き伸ばされ中央部分において保持される。第1の弾性バンド52が、隣接するピン26の第1のペアの間に置かれる。第2の弾性バンド54がそれから、前に組み立てられた第1の弾性バンド52の一端の上に置かれ、それから第3の弾性バンド56等々、望ましい数のゴムバンドが対応するピンバー14上に置かれるまで、となる。これらの例では、3つの弾性バンド52、54および56のみが説明の目的で示されているが、実際には、完成品の望ましい長さを提供するために多くの弾性バンドが利用され得ることに注意されたい。

【0021】

一旦弾性バンド52、54および56がピン26の各々の上に置かれると、フック16が、アクセス溝40中に挿入され、一番上の弾性バンド56を通り過ぎて下向きに動かされる。フック16はそれから、弾性バンド54の一端がフック端中に捕捉されることを許容するのに十分な距離だけ矢印58によって指し示された方向に溝から外向きに動かされる。更なる持ち上げは、図14Bに示されるように別の隣接するピン26上での組み立てのために第3の弾性バンド56の端部を通して60によって指し示された方向に第2の弾性バンド54の捕捉された端部を引っ張り上げる。捕捉された端部は、フランジ状上部38の上を越えて引っ張り上げられ、隣接するピン上に引っ張り戻されて、単一のリンクを形成する。弾性バンド54の捕捉された端部はそれから、隣接するピン26と係合するように開放される。このプロセスが、望ましい長さのリンクのチェーンが得られるまで繰り返される。」

J「【0022】

図14A、14Bおよび14Cに描かれた例は、リンクの単一の列から形成されたチェーンを描いている。リンク構成および組み合わせの幅広い種類を形成するように、例示的ベーステンプレート12は多くのピンバー14をサポートするように配列されることができ、従ってリンクは隣接するピンバー14に跨って縦方向および横方向に形成されることができる。」

K「【0027】

従って、例示的キットおよび方法は、ブレスレット、ネックレスおよびその他の装着可能なアイテムの作成のためにブルニアンリンクの多くの異なる組み合わせおよび構成の作成を提供する。しかも、例示的キットは、潜在的なブルニアンリンク作成の能力を更に作り出して拡張するために拡張可能である。更には、例示的キットは、そのようなリンクおよびアイテムの簡単なやり方での作成を提供して、様々な技量レベルの人々に独自の装着可能なアイテムを成功裡に作成することを許容する。」

(3) 検討

記載事項Aには、背景技術として、ブレスレット又はネックレスといった独自の装着可能なアイテムを作成するキットは、従来、アイテムの原材料を含むだけであって、アイテムの作成は、個人の技量と才能に依存するという問題があったところ、個人の技量に依存することなく、様々な技量レベルの

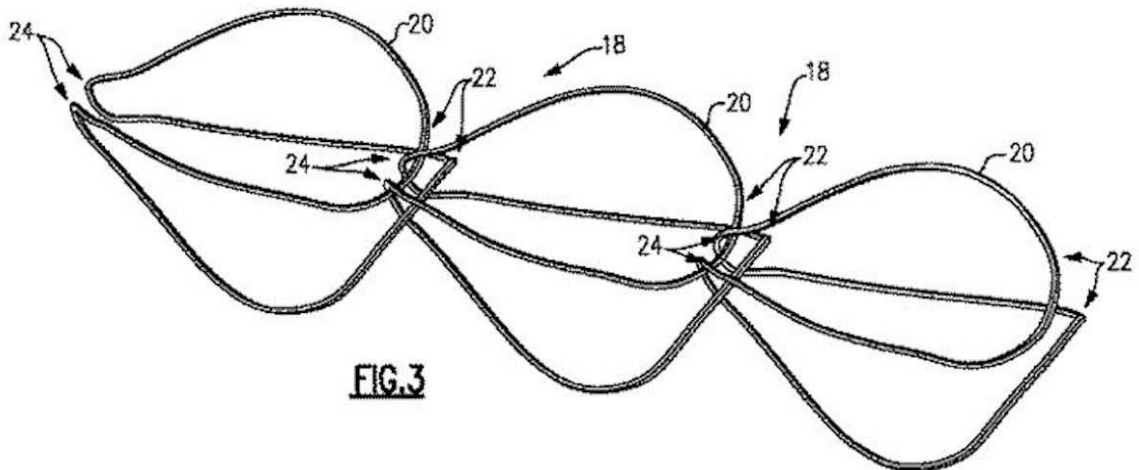
人々に、独自の装着可能なアイテムを簡単に作成するキットについての要望がある旨記載されている。

そして、記載事項B、E及びKをも踏まえれば、かかる背景技術は、「ブルニアンリンク」からなるアイテムである「ブルニアンリンクアイテム」を作成するキットについても当てはまるものと認める。すなわち、「ブルニアンリンクアイテム」を作成するキットは、従来、アイテムの原材料となる弾性バンドを含むだけであり、特にアイテムを作成するための装置は含まなかったことから、「ブルニアンリンクアイテム」の作成は、個人の技量に依存するという問題があったものと認める。

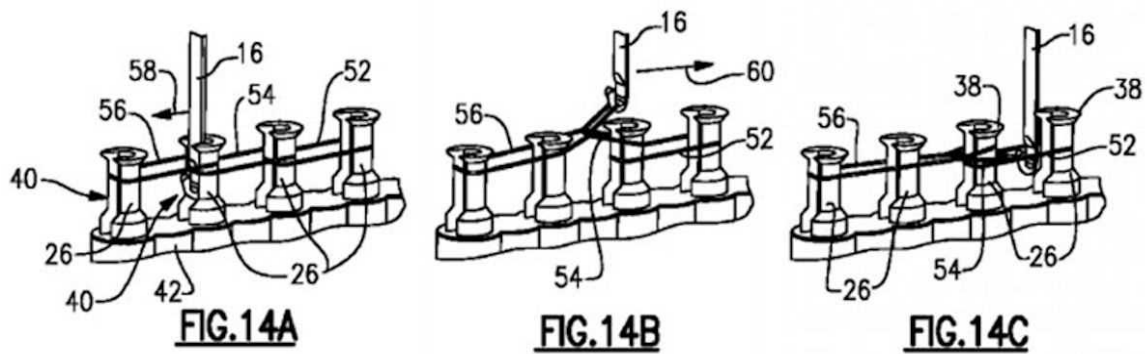
してみれば、本件訂正発明のうち「キット」の発明の課題は、かかる問題を解決し、個人の技量に依存することなく、様々な技量レベルの人々に、「ブルニアンリンクアイテム」を簡単に作成するキットを提供することにあるものと認める（以下「本件課題」という。）。

ここで、「ブルニアンリンク」とは、記載事項B及びFによれば、「チェインを形成するために、別の閉じたループを捕捉するようにそれ自体上で二重化された閉じたループから形成されたリンク」（記載事項B）を意味し、「各リンクは、系列中の別のループ構造の中央部分24で1つのループ構造の端部22を捕捉することによって形成される」（記載事項F）ものであって、「各リンクは、望ましい形状と一体性を維持することを前および後続のリンクに依存」し「1つのリンク20を取り除くことは、全てのリンクがお互いからはずれるようになることに結果としてなる」（記載事項F）ものを意味すると解する。そして、かかる「ブルニアンリンク」の意味内容、及び記載事項Iの「ブルニアンリンクを作成する方法」に照らせば、「ブルニアンリンク」に該当するのは、複数の閉じたループないしリンクからなる「単一の列から形成されたチェイン」（記載事項J 閉じたループの数が3つの例は、下記図3を参照。）であって、閉じたループの数に応じたバリエーションのものだけが「ブルニアンリンク」に含まれるものと解する。

なお、「ブルニアンリンク」は、数学の位相幾何学の分野では、リンク全体としては絡み合いがあるが、これを構成する個々のループは絡み合いのない単純ループからなり、しかも、ループの任意の一つを切断すると他の全てのループもバラバラになるリンクを意味するものとして、公知の用語である（乙第2号証）。



そして、本件特許明細書等の発明の詳細な説明に記載された発明のうち「キット」の発明についても、「例示的キットは、ブルニアンリンク組み立て技術を使って独自の装着可能な物品の成功する作成を提供する」（記載事項B）及び「例示的キットは、そのようなリンクおよびアイテムの簡単なやり方での作成を提供して、様々な技量レベルの人々に独自の装着可能なアイテムを成功裡に作成することを許容する」（記載事項K）との記載に照らせば、本件課題を解決するために、個人の技量に依存することのない「ブルニアンリンク」作成方法を「提供」するところに、その本質があり、かかる「ブルニアンリンク」作成方法の具体的内容は、記載事項I及び図14A～Cに記載されたとおりのものであると認める（以下「本件作成方法」という。）。



本件特許明細書等の発明の詳細な説明において、「ブルニアンリンクアイテム」を作成するためのキットに含まれるものであって、本件作成方法を「提供」する装置として開示されたものは、「ベース」及び「少なくとも1つのベースによって望ましい特別な向きにサポートされたいくつかのピンバー」（記載事項C）、「ピンバー」に含まれる「複数のピン」（記載事項G）「ピンバー」ないし「ピン」に含まれる「弾性バンドをその場に保持するためのフランジ状の上部部分と、前方アクセス溝」（記載事項D）からなる構成であり、かかる構成を備えた「キット」の発明は、本件訂正発明にほかならない。

そうすると、本件訂正発明が、発明の詳細な説明に記載された発明であって、発明の詳細な説明の記載により当業者が本件課題を解決できると認識できる範囲のものであると認められることから、本件訂正発明に係る特許請求の範囲の記載は、特許法第36条第6項第1号で規定するサポート要件に適合する。

請求人は、（a）本件訂正発明の課題は、ベースとピンバーを様々な組み合わせ及び向きに組み立てることができる編み機を提供し、もって、無尽のバリエーションの編み物製品を容易にできるようにすることにあること、（b）本件特許明細書等では、ベースとピンバーが別体である構造についてのみ記載されていること等から、本件訂正発明において、ベースとピンバーが別体の構造でなければならないことは明らかであり、ベースとピンバーが一体構造のものを含むと考えた場合には、サポート要件を満たさない旨主張する（第4の3（3）ア～ウ参照）。

しかしながら、本件訂正発明の課題について、「ベースとピンバーは、完成されたリンクの向きの無尽のバリエーションを提供するように、様々な組み合わせおよび向きに組み立てられ得る」（記載事項C）という記載に照らして、請求人の指摘する課題が存在するとしても、かかる課題が唯一のものではないことは、本件課題に照らして明らかであるから、ベースとピンバーが別体構造でなければならないという主張は、その前提において誤りである。また、そもそも、ベースとピンバーが一体構造か別体構造かという点によって、サポート要件の判断が左右されることがないのは、上記検討から明らかである。したがって、請求人の主張は理由がない。

2 特許法第36条第4項第1号（実施可能要件）違反について

「ベース上にサポートされた少なくとも1つのピンバー」を有する本件訂正発明については、本件課題を解決するために、個人の技量に依存することのない「ブルニアンリンク」作成方法を「提供」するところにその本質があるのは、上記1（3）のとおりであるところ、かかる「ブルニアンリンク」作成方法、すなわち本件作成方法は、記載事項I及び図14A～Cに、当業者が実施することができる程度に明確かつ十分に記載されている。また、ベース、ピンバーといった、本件作成方法を「提供」する装置の各構成についても、本件特許明細書等に当業者が実施することができる程度に明確かつ十分に記載されている。

してみれば、ベース上にピンバーを「サポート」する構造であって、請求人が指摘するベースとピンバーの別体構造以外のものについても、本件特許明細書等の記載と技術常識を踏まえて、当業者がその実施をすることができるものであるから、本件特許明細書等の発明の詳細な説明の記載は、特許法

第36条第4項第1号で規定する実施可能要件に適合する。

請求人は、本件特許明細書等には、ベースとピンバーが一体構造を有する発明についての具体的な実施の形態や実施例が全く記載されていないことをもって、実施可能要件を満たさない旨主張する（第4の3（3）ア～イ、エ）。しかしながら、具体的な実施の形態や実施例が記載されていないとしても、技術常識を踏まえれば実施可能なものであるから、請求人の主張は理由がない。

3 小括

以上のとおり、無効理由5によっては、本件訂正発明に係る特許を無効にすることはできない。

第7 無効理由2及び4についての当審の判断

1 各甲号証の記載内容

請求人が提出した証拠である、甲第1～9号証には、以下の発明又は事項が記載されている。なお、下線は理解の便のため、当審にて付したものである。

（1）甲第1号証

ア 甲第1号証に記載された事項

甲第1号証には、「Knitting apparatus」（編み機）に関して、図面とともに、以下の事項が記載されている。なお、括弧内の日本語は、請求人による仮訳である。

（ア）要約

「Apparatus for hand knitting comprises hooked pins 5 arranged in two spaced parallel rows on a frame 1 with a slot 3 between the rows for the passage of knitted material. The pins 5 are formed with grooves 7 to receive a knitting hook and to facilitate the entry of the latter into the grooves sloping surfaces 11 of the frame are formed with lead-in grooves 3. In an alternative embodiment the pins which comprise base members forming the lead-in grooves are independently and detachably clipped onto longitudinal bars of the frame. The frame may have selectable detent positions round pivots 15.」

（手編み用の装置は、フレーム1上に2つの離間された平行列に配置されたフック状ピン5を含み、当該フレーム1は、当該列間に、編み物材料の通過のためのスロット3を有する。ピン5には溝7が形成され、当該溝は、編み物用かぎ針を受け取り、当該かぎ針の溝への侵入を容易にする。フレームの傾斜面11には、導入溝3が形成される。代替実施形態では、導入溝を形成するベース部材を含むピンは、フレームの長手方向バーに独立して且つ取り外し可能にクリップされる。フレームは旋回軸15周りに選択可能な制止子位置を有してもよい。）

（イ）第1頁第5～7行

「This invention is concerned with knitting apparatus particularly apparatus for knitting by hand.」

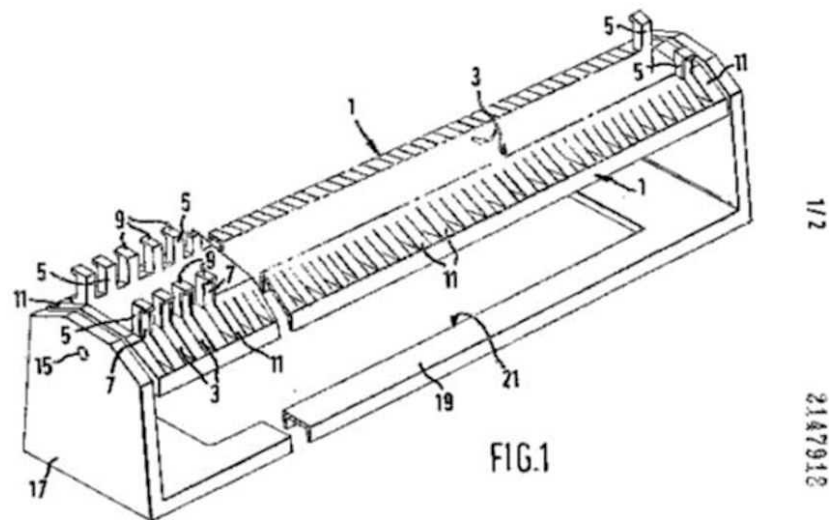
（本発明は、編み機、特に手編み用の編み機に関する。）

（ウ）第2ページ第11～29行

「As will be seen in Figure 1, the apparatus comprises an elongate frame member 1, preferably of die-cast aluminium, having a slot 3 extending lengthwise of the frame member, the groove extending completely through the frame member. Upstanding from the frame member, at opposite sides of the slot 3, are two rows of spaced pins 5 having grooves 7 extending lengthwise of the pins (ie. heightwise) at outwardly facing sides thereof. The pins are hooked as shown in the drawing, the hooked formation being provided by small plate-like

portions 9 which cap the upper ends of the grooves 7. The frame member 1 is provided with sloping upper surfaces 11 (ie. the depth, or thickness, of the frame member increases from its outside edges to the slot 3) in which are formed grooves 13 leading into the corresponding grooves 7 in the pins 5.]

(図1において見られるように、当該装置は、好適にはダイカストアルミニウムでできている細長いフレーム部材1を含み、当該フレーム部材は、当該フレーム部材の縦方向に延在するスロット3を有し、当該溝は、フレーム部材を貫通して延在している。スロット3の両側において、ピンの外側に面している側面に、ピンの縦方向（即ち、高さ方向）に延在する溝7を有する2列の離間されたピン5が、フレーム部材から直立している。ピンは、図面に示されるように、フック状にされ、フック状構造は、溝7の上端を覆う小さい平板状の部分9によって提供される。フレーム部材1には、傾斜上面11（即ち、フレーム部材の深度、即ち、厚さは、その外側の縁からスロット3へと増加する）が設けられ、傾斜上面には、ピン5の対応する溝7につながる溝13が形成されている。)



(エ) 第2頁第53～75行

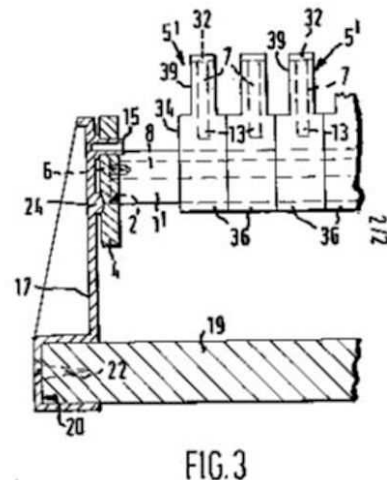
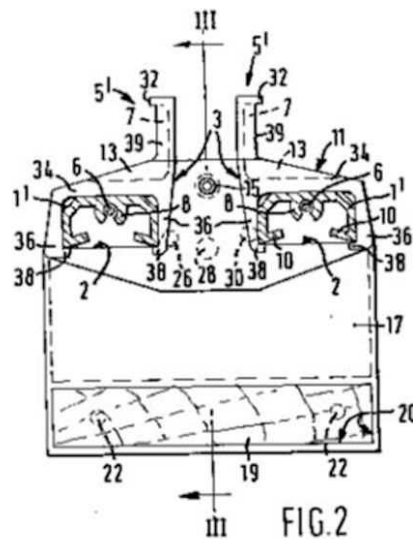
「The apparatus shown in Figures 2 and 3 comprises a plurality of upstanding pins (in the form teeth 5' hereinafter described) which correspond to the pins 5 referred to previously and are arranged in two spaced parallel rows to provide a slot 3 between the rows through which slot the knitted material passes during a knitting operation.

In the illustrative apparatus the teeth 5' are detachably supported on a pair of spaced bars 1'. The bars 1' are cut from an extruded aluminium hollow profile having a generally rectangular cross-section as shown in Figure 2 to provide a rigid but light construction. Opposite end portions of the bars 1' are received in rectangular recesses or housings 2 (commensurate with the cross-sectional dimensions of the bar so as to provide a tight fit therefor) formed in end plates 4, to which the bars are firmly secured by self-tapping screws 6 extending through bores in the end plates into a split-cylindrical bead 8 provided within each bar 1'.」

(図2及び図3に示される装置は、2つの離間された平行列に配置されて、当該列間に、スロット3を提供する、上記のピン5に対応する複数の直立ビ

ン（歯5'の形態にあり、後述される）を含み、編み動作中に、編み物材料が当該スロット3を通過する。

例示的な装置では、歯5'は、1対の離間されたバー1'上に取り外し可能に支持される。バー1'は、図2に示されるように、略矩形の断面を有する押出アルミニウムの中空形状から切り取られ、剛性であるが軽い構造が提供される。バー1'の両端部は、エンドプレート4に形成される（ぴったりと嵌るようにバーの断面寸法と同程度の）矩形の凹部又はハウジング2に受容される。凹部又はハウジング2に対し、バーは、エンドプレート内の孔を通り、各バー1'に設けられた分割円筒状ビーズ8内に延在するセルフタッピングネジ6によって強く固定される。）



（オ）第2頁第80～99行

「The end-plates 4 are pivotally supported on pivots 15 extending from a pair of support end plates 17, these plates being secured to opposite end portions of a wooden base-plate 19 which end portions are received within housings 20 formed in the support end plates 17 and secured by screws 22.

The tooth-supporting frame, comprising the bars 1' and the end-plates 4, may be located in a selected one of three possible positions of tilt about the pivots 15, by means of a poppet 24 (Figure 3) extending from one support end plate 17 into one of three detents 26, 28, 30 formed in the adjacent end plate 4 (Figure 2). The spacing between the support end plates 17 and the end plates 4 of the tooth-supporting frame is arranged to be such as to allow slight endwise movement of the frame relatively to the pivots 15 to allow disengagement of the poppet 24 for the detents 26, 28, 30.」

（エンドプレート4は、1対の支持エンドプレート17から延在する回転軸15で回転可能に支持される。これらのプレートは、木製のベースプレート19の両端部に固定され、当該端部は、支持エンドプレート17に形成されたハウジング20内に受容され、ネジ22によって固定される。

バー1'とエンドプレート4とを含む歯支持フレームは、1つの支持エンドプレート17から、隣接するエンドプレート4に形成された3つの制止子26、28、30（図2）のうちの1つの制止子内へと延在するポペット24（図3）によって、回転軸15の周りの3つの可能な傾斜位置のうちの選択された1つに位置付けられる。支持エンドプレート17と、歯支持フレームのエンドプレート4との間の間隔は、制止子26、28、30に対するポペット24の係合を外すことができるように、回転軸15に対しフレ

ムの僅かな端先の動きを可能とするように構成される。)

(カ) 第2頁第114～127行

「As will be clear from Figures 2 and 3 each hook 5' comprises an upwardly extending portion 39 terminating in an upper plate-like overhanging portion 32 providing the hook proper for retaining the wool on the hooks until lifted thereof during the knitting operation by manipulation of a hand-held knitting hook (not shown). For guiding the latter each hook 5' is provided with a groove 7 extending along the upstanding portion 39, while a base portion 34 of each hook has a lead-in guide groove 13 which leads into the groove 7 for the purpose described above in relation to Figure 1.」

(図2及び図3から明らかなように、各フック5'は、上方向に延在する部分39を含み、当該上方向に延在する部分39は、上部の平板状の張出部32において終端し、当該張出部32は、手持ち式の編み物用かぎ針(図示せず)を操ることによる編み動作の間に、フックから持ち上げられるまで毛糸をフックに保持するのに適したフックを提供する。手持ち式の編み物用かぎ針をガイドするために、各フック5'には、直立部39に沿って延在する溝7が設けられる一方で、各フックのベース部34には、図1に関連して上で説明した目的のために、溝7につながる導入ガイド溝13を有する。)

(キ) 第1頁第116～123行

「Sets of teeth of different pitch may be provided to provide for different sized stitches in knitted articles made on the apparatus. The teeth may be clipped on to the two supporting bars either in staggered or opposed relationship. Gaps may be left between adjacent teeth if required to provide readily for different stitch patterns.」

(装置で作られる編み物製品の異なるサイズの編み目に対応するために、異なるピッチの歯のセットが提供されてもよい。歯は、交互に又は対向する関係で、2つの支持バーにクリップされてよい。異なる編み目パターンに容易に対応できるように、必要に応じて、隣接する歯の間には、間隙が残されてもよい。)

イ 甲第1号証記載の発明

そこで、上記摘記事項(ア)～(キ)を、図面を参照しつつ技術常識を踏まえて、本件訂正発明1に照らして整理すると、甲第1号証には、以下の発明が記載されているものと認める(以下「甲1発明」という。)

「編み物製品を作成するための手編み用の編み機であって、

ベースプレート19及び支持エンドプレート17と、

ベースプレート19及び支持エンドプレート17に対し、エンドプレート4を介して旋回自在に支持された、複数のフック5'を備えた2本のバー1'を有し、バー1'の各フック5'は、毛糸をフック5'に保持するのに適した上部の平板状の張出部32と、フック5'の各々の、フック5'の外側に面している側面上に手持ち式の編み物用かぎ針をガイドする溝7を有する編み機。」

(2) 甲第2号証

ア 甲第2号証に記載された事項

甲第2号証には、「Hand twining looms」(手編み用の編み機)に関して、図面とともに、以下の事項が記載されている。なお、括弧内の日本語は、請求人による仮訳である。

(ア) 要約

「An apparatus and method for twining or weaving. The apparatus includes a plurality of elongated loom fingers and a loom. Each of the loom fingers is elongated, has first and second symmetrical tapered ends, and has an elongated groove running the entire length thereof. The loom includes: a first support that includes at least

one plate-like member having a plurality of through holes therein which loosely support the loom fingers in a substantially parallel manner; a second support that has a finger engagement surface which, in the assembled form, is adopted to engage one of the ends of each loom finger being used; and structure for detachably supporting the plate-like member altitudinally with respect to the second support. In operation, to disengage the loom fingers, the plate-like member is moved relative to the second support and, then, the plate-like member is moved toward the end of the loom fingers which had previously been in contact with the finger engagement surface.」

(巻付け又は織りのための装置及び方法である。当該装置は、複数の細長い編み機フィンガと編み機とを含む。編み機フィンガのそれぞれは、細長くされ、第1及び第2の左右対称テーパ端を有し、また、その全長に延在する細長い溝を有する。編み機は、編み機フィンガを実質的に平行に緩く支持する複数の貫通孔をその中に有する少なくとも1つのプレート状部材を含む第1の支持体と、組み立てられた状態では、使用されている各編み機フィンガの端のそれぞれに係合するように適用されたフィンガ係合面を有する第2の支持体と、プレート状部材を第2の支持体に対して高さ方向に取り外し可能に支持する構造体とを含む。動作時、編み機フィンガを外すためには、プレート状部材は、第2の支持体に対して動かされ、次に、プレート状部材は、フィンガ係合面とそれまで接触していた編み機フィンガの端に向かって動かされる。)

(イ) 第1欄第5～7行

「The present invention relates generally to devices for performing handicraft activities, and more particularly to hand weaving looms.」

(本発明は、概して、手工芸活動を行うためのデバイス、より具体的には、手編み機に関する。)

(ウ) 第3欄第21～24行

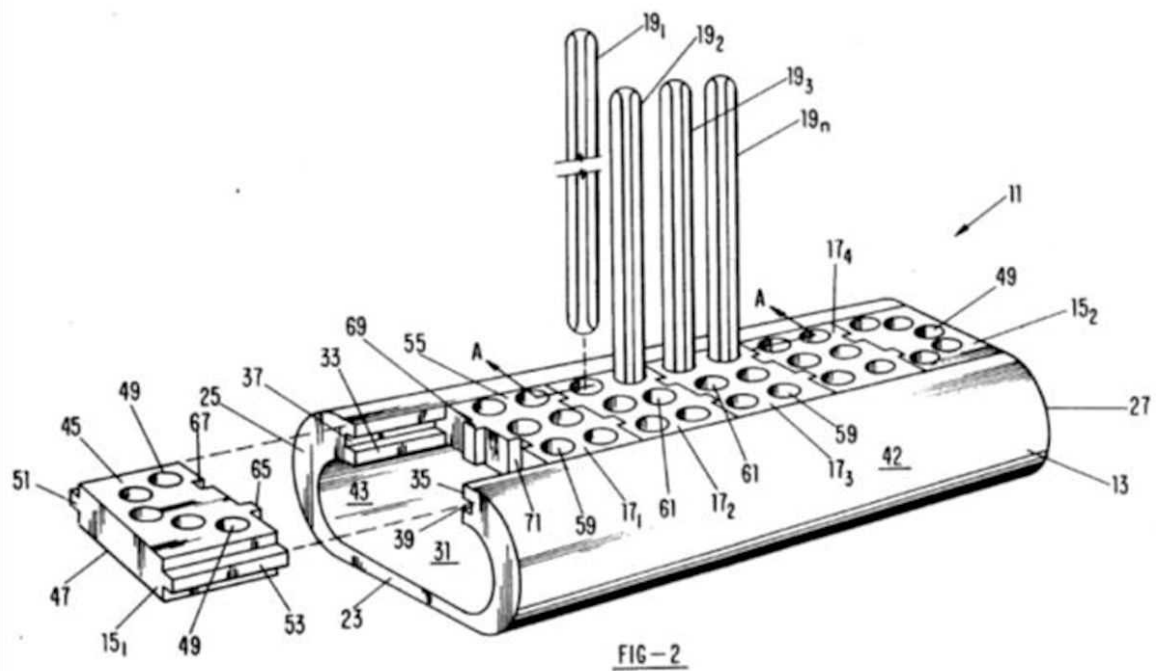
「The invention also contemplates the use of closed loop material as the weft, wherein the finger on which one loop ends is the same finger for starting the next loop.」

(本発明は更に、横糸として閉じたループ材料を使用することも想定し、1つのループが終わるフィンガは、次のループを始めるためのフィンガと同じである。)

(エ) 第3欄第59～62行

「With reference to FIGS. 1-3, loom 11 includes a base 13, two loom finger positioning end plates 151-2, intermediate loom finger positioning plates 171-4, and a plurality of loom fingers 191, 2, 3...n.」

(図1ないし図3を参照するに、編み機11は、ベース13と、2つの編み機フィンガ位置決めエンドプレート151、2と、中間編み機フィンガ位置決めプレート171-4と、複数の編み機フィンガ191、2、3、...nとを含む。)



(オ) 第4欄第48～52行

「As is evident from FIGS. 2 and 3, each loom finger 19 has symmetrical ends 731 and 732, symmetrical tapered portions 751, 752 and an elongated groove 77 running the entire length thereof, which results in a C-shaped cross-section.」

(図2及び図3から明らかなように、各編み機フィンガ19は、左右対称端731、732と、左右対称テーパ部751、752と、その全長に延在し、C字型断面をもたらす細長い溝77とを有する。)

(カ) 第5欄第24～27行

「It is preferred to use closed loop material made from fabric which has some elasticity, such as closed loops made from T-shirt type material.」

(Tシャツタイプの材料から作られる閉じたループといった、幾らか弾性のある布から作られる閉じたループ材料を使用することが好適である。)

(キ) 第5欄第28～45行

「With reference to FIGS. 7A, 7B, 7C and 7D, the preferred and what is believed to be a unique weaving technique is illustrated. As illustrated in FIGS. 7A and 7B the closed loop weft 1011 is simultaneously wrapped around opposite sides of each loom finger 191, 2. When the user reaches the end of a row, Weft 1011 is double turned around loom finger 193, as illustrated in FIG. 7C. Weaving or twining of weft 1011 can proceed from left-to-right and then back (i.e., from right-to-left), which encourages the user to use opposite hands. Alternately, the position of loom 11 can be rotated 180°, as illustrated in FIG. 7C. The ending of weft 1011 is illustrated in FIG. 7D, as is the starting of a second weft 1012. The first loop of the second weft 1012 always goes on the same loom finger 193 as the previous weft 1011 ended on. This procedure eliminates two of the major chores of conventional weaving: knotting and burying ends.」

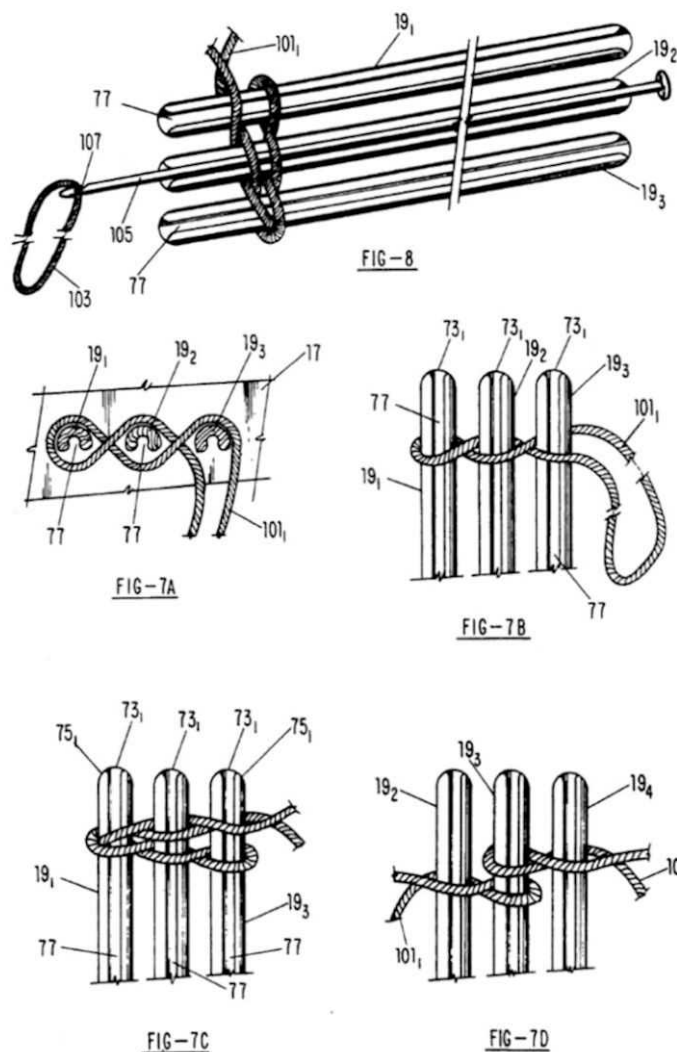
(図7A、図7B、図7C及び図7Dを参照するに、好適であり、かつ、優れた織り技術であると考えられるものが説明される。図7A及び図7Bに示されるように、閉じたループの横糸1011が、各編み機フィンガ

191、2の両側の周りに同時に巻付けられる。ユーザが列の最後に到達すると、横糸1011は、図7Cに示されるように、フィンガ193の周りを二重に巻かれる(double turn)。横糸1011の織り又は巻付けは、左から右に進んで戻ってもよく(つまり、右から左に進む)、ユーザに、両手を使用することを促す。或いは、編み機11の位置を、図7Cに示すように、180°回転されてもよい。図7Dに、横糸1011の終点、更には第2の横糸1012の始点が示される。第2の横糸1012の最初のループは、先の横糸1011が終わった編み機フィンガと同じ編み機フィンガ193に常に重なる。この手順は、従来の織りの主な面倒な作業のうちの2つ、即ち、節止め及び端の埋め込みを取り除く。)

(ク) 第5欄第62行~第6欄第4行

「With reference to FIG. 8, after removal of loom fingers 191-n from plates 15 and/or 17, warp thread 103 or other suitable material is inserted in the weft formation by attaching such warp to a conventional hook 105 which is passed through channels 77 of loom fingers 19. Preferably the hook portion 107 of hook 105 faces the inside of channel 77. After the warp has been added, each loom finger 19 can quickly and easily be removed on an individual basis, rather than trying to remove all loom fingers simultaneously, as required by Bacheller, U.S. Pat. No. 2,065,498.」

(図8を参照するに、プレート15及び17から編み機フィンガ191-nを取り外した後、縦糸103又は他の適切な材料を、編み機フィンガ19のチャネル77を通される従来のかぎ針105に取付けることによって、当該縦糸が横糸構造内に差し込まれる。かぎ針105のかぎ部107は、チャネル77の内側に面していることが好適である。縦糸が追加された後、各編み機フィンガ19は、バッチェラ(Bacheller)による米国特許第2065498号では必要とされるようにすべての編み機フィンガを同時に取り外すことを試みるのではなく、個別に、迅速かつ簡単に取り外すことができる。)



イ 甲第2号証記載の発明

そこで、上記摘記事項（ア）～（ク）を、図面を参照しつつ技術常識を踏まえて整理すると、甲第2号証には、以下の発明が記載されているものと認める（以下「甲2発明」という。）。

「編み物などの手工芸活動を行うための手編み機であって、複数の編み機フィンガ191、2、3、…nと、複数の編み機フィンガ191、2、3、…nを取り外し自在に支持するエンドプレート151、2、171～4と、を有し、各編み機フィンガ191、2、3、…nは、その全長に延在する溝77を有し、編み機フィンガ191、2、3、…nを使用して、閉じたループ材料を含む材料を編む手編み機。」

（3）甲第3号証

甲第3号証には、「Ring-like headwear ornament」（リング状頭飾り）に関して、図面とともに、以下の事項が記載されている。なお、括弧内の日本語は、請求人による仮訳である。

（ア）「ABSTRACT」（要旨）

「An ornament, e.g., a hair band, headband, hat band, etc., and method of making it. The ornament comprises a plurality of looped links and a looped connecting member. Each of the looped links is formed of an flexible, somewhat elastic, e.g., knitted, material in the nominal shape of a toroidal loop, but bent into a shape having a bridging midsection and a pair of openings on each side of the bridging midsection. The looped connecting member is in the form of a loop of the same material and has a central opening. The looped

links are interconnected with one another so that the bridging midsection of one looped link extends through the openings in the immediately adjacent looped link to form an elongated chain-link strip having a pair of ends. One of the ends of the chain-linked strip comprising the looped connecting member and the other end comprises the looped link forming that end. The looped connecting member is extended through the open ends of the looped link forming the other end of the chain-linked strip and is folded back over itself and secured, e.g., glued, to a portion of it to convert the chain-link strip into a ring. The looped connecting member simulates the shape of the other looped links of the ring.]

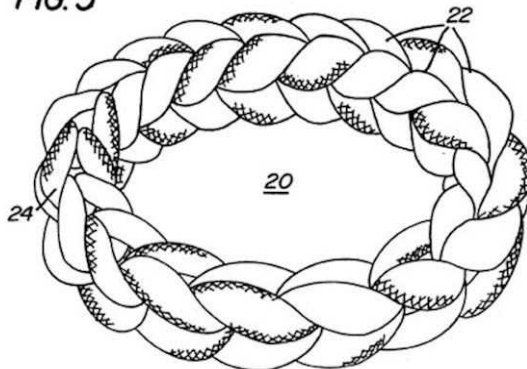
(例えば、ヘアバンド、ヘッドバンド、帽子用バンドなどの装飾品と、それを製作する方法。装飾品は、複数のループ状リンクと、ループ状の連結部材とを備える。ループ状リンクのそれぞれは、可撓性で、ある程度弾性のある、例えば編材料などから形成され、名目上はトロイド状ループの形状を有するが、架橋中央部を有し、この架橋中央部の各側に一對の開口部を有する形状に折り込まれている。ループ状の連結部材は、同一材料のループの形態であり、中央開口部を有する。複数のループ状リンクは、一方のループ状リンクの架橋中央部が直接隣接するループ状リンクの開口部を貫通し、一對の端部を有する細長いチェーンリンクストリップを形成するように、互いに連結されている。チェーンリンクストリップ一方の端部はループ状の連結部材を含み、他方の端部はその端部を形成するループ状リンクを含む。ループ状の連結部材は、チェーンリンクストリップの他方の端部を形成するループ状リンクの開口した端部を貫通し、該ループ状の連結部材自体を巻き込んで折り返され、その一部に例えば糊付けなどで固定されることで、チェーンリンクストリップがリングに変換される。ループ状の連結部材は、リングの他方のループ状リンクの形状を模倣する。)

(イ) 第6ページ第3欄第42～46行

「The looped links 22A-22H are interconnected, as will be described later, to form a chain-linked strip, having a pair of ends which are connected together by the connecting loop 24 to close the ring.」

(ループ状リンク22A～22Hは、後述するようにチェーンリンクストリップを形成するために連結され、当該チェーンリンクストリップは、連結ループ24によって互いに連結された一對の端部を備えている。)

FIG. 3



(4) 甲第4号証

甲第4号証には、「Bracelet」(ブレスレット)に関して、図面とともに、以下の事項が記載されている。なお、括弧内の日本語は、請求人による仮訳である。

(ア) 「CLAIM」(請求の範囲)

「I claim the ornamental design for a bracelet, as shown and described.」

(図示および説明されるようなブレスレットの装飾的設計。)

(イ) 「DESCRIPTION」(説明) 第17行

「The bracelet is comprised of linked rubber bands.」

(ブレスレットは、連結されたゴムバンドから構成される。)

(ウ) FIG. 7には、ゴムバンドのリンクの両端を留めているクリップが看取できる。

FIG. 7



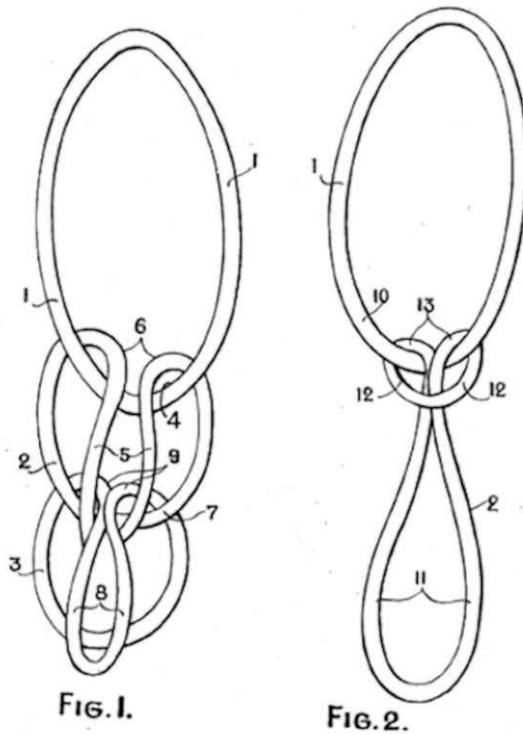
(5) 甲第5号証

甲第5号証には、「CARPET MADE OF THE CLIPPINGS OF A KNITTED TEXTURE」(編織物の切出し片から製作されるカーペット)に関して、図面とともに、以下の事項が記載されている。なお、括弧内の日本語は、請求人による仮訳である。

(ア) 第1欄第27～39行

「As it will be seen from Fig.1, the strand or chain for the carpet texture is obtained by passing ring 2 through the lower portion 4 of ring 1, then bringing forward and downward the portion 5 of said ring 2, so that this ring will form a double link 6, which secures ring 2 to the ring 1. Through the lower portion 7 of ring 2 is inserted a ring 3, the portion 8 of which is then brought forward and downward. This portion 8 forms also a double link 9 to secure ring 3 to ring 2 and this operation is repeated until a suitable chain is formed required for the size of the carpet to be woven.」

(図1からわかるように、カーペット地のより糸またはチェーンは、リング1の下方部分4にリング2を通し、このリング2の一部分5を前方および下方に引くことにより、このリングが、リング2をリング1に固定するための二重連結部6を形成するようにして得られる。リング2の下方部分7にリング3が挿入され、その後リング3の一部分8が前方および下方に引かれる。この部分8も、リング3をリング2に固定するための二重連結部9を形成し、この動作は、織られるカーペットのサイズに必要とされる適当なチェーンが形成されるまで繰り返される。)



(6) 甲第6号証

甲第6号証には、「Flexible piece of jewelry」（可撓性のジュエリー）に関して、図面とともに、以下の事項が記載されている。なお、括弧内の日本語は、請求人による仮訳である。

(ア) 「ABSTRACT」（要旨）

「A flexible piece of jewelry, such as a charm bracelet or necklace, that utilizes non-continuous chain links that constitute the continuous chain of the piece of jewelry. This link design allows more non-continuous links to be added to the bracelet as the child grows and the need for a larger piece of jewelry evolves and minimizes damage to the piece of jewelry caused by the addition of additional charms or links.」

（チャームブレスレットまたはネックレスなどの可撓性のジュエリーであって、このジュエリーの連続的なチェーンを構成する非連続的なチェーンリンクを利用したジュエリーである。このリンク設計により、こどもが成長し、より大きなジュエリーの必要性が生じた際に、より多くの非連続的なリンクをブレスレットに追加することができ、かつ追加のチャームまたはリンクを追加することにより引き起こされるジュエリーの損傷を最小限に抑えることができる。）

(7) 甲第7号証

甲第7号証には、「ネックレスを兼ねた眼鏡保持具」に関して、図面とともに、以下の事項が記載されている。

(ア) 「【0012】

また、ネックレス紐状装飾体1の両端部にそれぞれ設けられた眼鏡保持部材6は、図3に示すように合成ゴムなどの伸縮性を有する環状の弾性紐7の中央部を金属、合成樹脂などの締め付け環8にて締め付けて、ネックレス紐状装飾体1の連結部材5に連結する連結環部9と眼鏡10のつる部11を挿脱可能に挿通保持する環状の挿通部12が形成されている。

【0013】

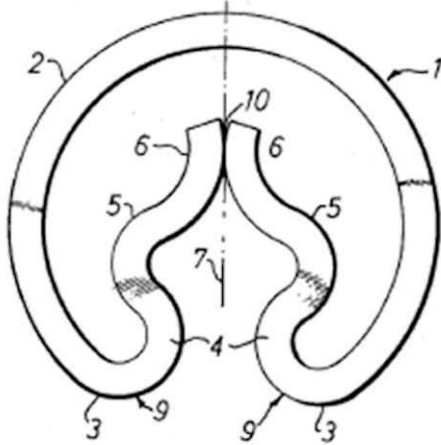
さらに、前記両眼鏡保持部材6を互いに係脱自在に連結する結合具13は、図3に示すように、金属または合成樹脂などにて形成した弾性杆14とこの弾性杆14の両端部にそれぞれ一体に結合した抜け止め球状部15とにて構成され、この弾性杆14は円弧状に湾曲され、この両抜け止め球状部15間

に小間隙 16 が形成されている。この弾性杆 14 と両抜け止め球状部 15 とは金属または合成樹脂などにて一体に形成されている。」

(8) 甲第 8 号証

甲第 8 号証の F I G. 1 には、「circlip」(サークリップ)が開示されている。

—FIG.1—



(9) 甲第 9 号証

甲第 9 号証は、「Knitty: Spring 2007」と題するウェブページ (<http://www.knitty.com/ISSUESpring07/FEATloomknitting.html>) をプリントアウトしたものであって、「How to knit needle-free」(編み針を使わずに編む方法) に関して、図面とともに、以下の事項が記載されている。なお、記載箇所の特定は、甲第 9 号証として提出された、当該ウェブページをプリントアウトしたものによる。また、括弧内の日本語は、請求人による仮訳である。

ア 甲第 9 号証に記載された事項

(ア) 第 1 ページ下から第 2 段落

「The term “knitting loom” is a broad name that covers the three types of looms available: rounds, single-sided rakes, and knitting boards.」

(「編み物用編み機」という用語は、丸型、片面レーキ、編みボードという市販されている 3 つのタイプの編み機を含む広義の名称です。)

(イ) 第 2 ページ第 4 段落

「However, you will also find Single Sided Rakes as part of a the loom knitting world: It is a single bed of pegs, used specifically to make flat panels.」

(けれども、編み機編みの世界の一つとして、「片面レーキ」もあります。これは、一列に敷き詰められたペグで、特に、平らなパネル状のものを作るために使われます。)

(ウ) 第 2 ページ第 5 段落

「The Knitting Board is part of the family but it creates a fascinating fabric. This loom has a double bed of pegs facing each other, picture two Single Sided Rakes in front of each other with a small center gap that allows the knitting to pass through. Knitting boards are known by different names: double sided rakes, knitting frames or just frames. They produce a fabric that is double sided: no wrong side. Stitches are made by weaving the yarn from one side of the board to the other.」

(「編みボード」も仲間の一つですが、非常に面白い編み地を作り出します。この編み機には、ペグがお互いに向かい合うように 2 列に敷き詰められ

ています。2つの「片面レーキ」がお互いに向かい合い、その中心にはわずかな隙間があって、編んだものがそこを通ることができる様子を思い描いてください。編みボードは、両面レーキ、編み物用フレーム、あるいは単にフレームなど、様々な名称で知られています。編みボードからは、裏面のない両面編み地ができます。ボードの片側からもう片方へと糸をかけることで編み目ができます。)

(エ) 第2ページ第6段落

「Knitting Tool: a knitting tool is used to lift off the loops off the pegs to create stitches. It is a long piece of metal with an angled tip similar to a crochet hook.」

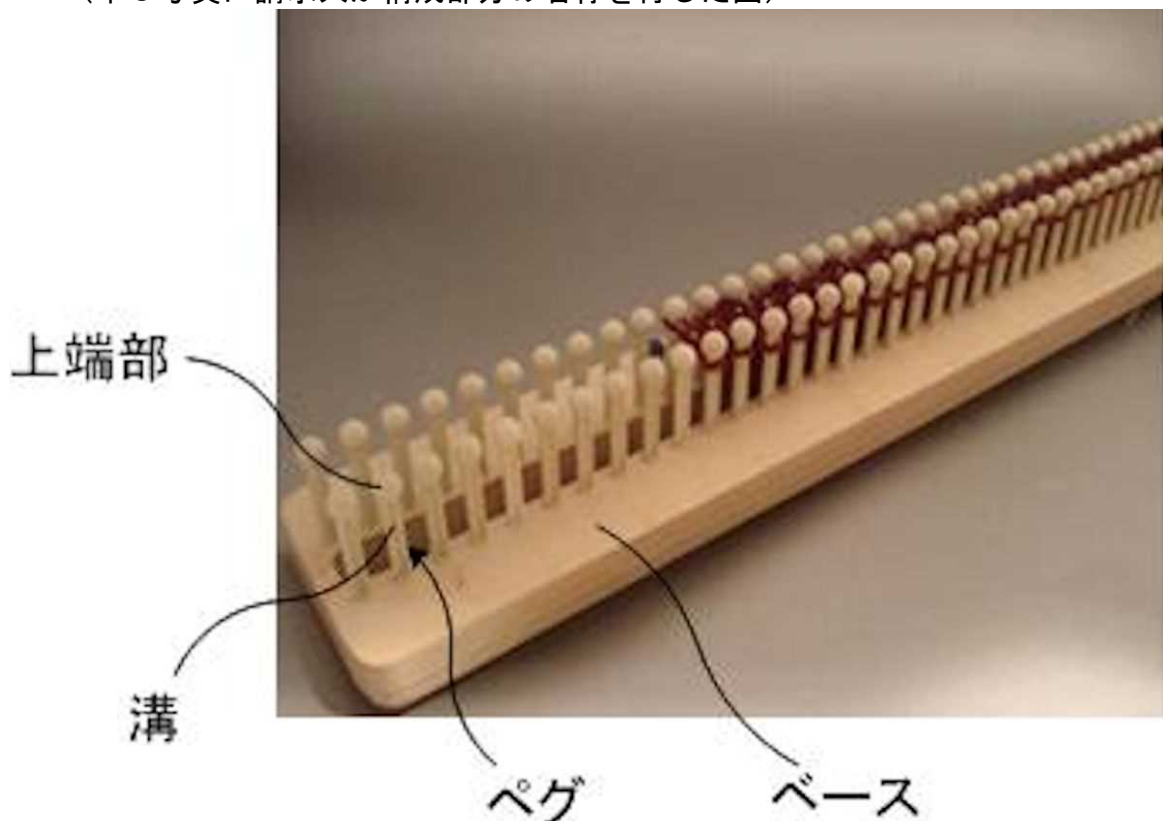
(編み具：編み具は、pegからループを持ち上げて外し、編み目を作るために使われます。金属製の細長いもので、かぎ針と同様の曲がった先端部分があります。)

(オ) 第2ページ上から2番目の写真(以下「甲9写真」という。)

甲9写真は、「Knitting Board」(編みボード)の編み機を撮影したものと認められるところ、甲9写真から、ベース上に隙間を挟んで複数のpegが2列に並べられた編み機であって、複数のpegの各々は、上方に直立しており、他の部分よりも径が大きくなった上端部を備えているものが看取できる。

また、甲9写真からは、直接看取できないものの、甲第34号証(甲9写真の画像を電子コピーして記録したCD)によれば、間接的に、2列に並べられた複数のpegのうち、ベースの隙間手前の列にあって左端から少なくとも数本のpegには、ベースの隙間とは反対側のpegの面上にpegの直立方向に沿って形成された溝が看取できる。

(甲9写真に請求人が構成部分の名称を付した図)



(カ) 上記摘記事項(ウ)及び(エ)並びに技術常識に照らせば、上記認定事項(オ)の「溝」には、かぎ針を挿入して、pegに掛けられた編み目を引っ掛けることができること、また、上記認定事項(オ)の「上端部」は、編み目がpegから外れるのを防止できるものと認められる。

イ 甲第9号証記載の発明

そこで、上記摘記事項(ア)～(エ)並びに上記認定事項(オ)及び(カ)を、図面を参照しつつ技術常識を踏まえて、本件訂正発明1に照らし

て整理すると、甲第9号証には、以下の発明が記載されているものと認める（以下「甲9発明」という。）。

「編み物を作成するための編み機であって、
ベースと、

ベース上に2列に並べられた複数のペグであって、複数の各ペグは、ベースから上方に直立しており、編み目がペグから外れるのを防止するための、他の部分よりも径が大きくなった上端部と、ベースの隙間とは反対側のペグの面上にペグの直立方向に沿って形成された溝であって、かぎ針を挿入して、ペグに掛けられた編み目を引っ掛けることができる溝と、を備える編み機。」

2 無効理由2について

（1）本件訂正発明1

ア 対比

本件訂正発明1と甲1発明とを対比する。

甲1発明の「編み物製品」は、「リンク」が「編み物の目」を意味する英単語の「link」（甲第11～13号証）を日本語読みしたもので、「一連のリンクからなるアイテム」が「編み物製品」を意味するから、本件訂正発明1の「一連のリンクからなるアイテム」に相当し、甲1発明の「編み機」は、「編み物用かぎ針」及び「毛糸」とセットのものと解すれば、本件訂正発明1の「キット」に相当するから、甲1発明の「編み物製品を作成するための手編み用の編み機」は、本件訂正発明1の「一連のリンクからなるアイテムを作成するためのキット」に相当する。

また、甲1発明の「ベースプレート19及び支持エンドプレート17」、「フック5'」、「複数のフック5'を備えた2本のバー1'」、「上部の平板状の張出部32」、「手持ち式の編み物用かぎ針をガイドする溝7」は、それぞれ、本件訂正発明1の「ベース」、「ピン」、「少なくとも1つのピンバー」、「上部フレアー状部分」、「アクセス溝」に相当する。

また、甲1発明の「ベースプレート19及び支持エンドプレート17に対し、エンドプレート4を介して旋回自在に支持された」は、本件訂正発明1の「ベース上にサポートされた」に相当し、以下同様に、「毛糸をフック5'に保持するのに適した」は「リンクを望ましい向きに保持するための」に、「を有し」又は「を有する」は「を含んだ」又は「を含む」にそれぞれ相当する。

さらに、甲1発明の「複数のフック5'」も本件訂正発明1の「複数のピン」と同様に、「列に配置された」ものであること、甲1発明の「バー1'」も本件訂正発明1の「ピンバー」と同様に、「溝7」を含むものであることはそれぞれ明らかである。

したがって、本件訂正発明1と甲1発明とは、以下の点で一致しているといえることができる。

<一致点>

「一連のリンクからなるアイテムを作成するためのキットであって、
ベースと、

ベース上にサポートされた少なくとも1つのピンバーであって、ピンバーは、各々がリンクを望ましい向きに保持するための上部フレアー状部分を含んだ、列に配置された複数のピンと、複数のピンの各々のアクセス溝を含むものと、
を含むキット。」

そして、本件訂正発明1と甲1発明とは、以下の点で、少なくとも形式的に相違する。

<相違点1>

本件訂正発明 1 は、「ブルニアンリンク」からなる「ブルニアンリンクアイテム」を作成するためのキットであるのに対し、甲 1 発明は、編み物製品を作成するための手編み用の編み機である点。

<相違点 2>

本件訂正発明 1 のアクセス溝は、ピンの列の方向の前面にあるのに対し、甲 1 発明の溝 7 は、フック 5' の外側に面している側面上にある点。

イ 相違点についての判断

(ア) 本件訂正発明 1 の技術的意義について

事案に鑑み、まず、相違点 1 及び 2 に係る本件訂正発明 1 の発明特定事項について、その技術的意義を検討する。

本件訂正発明 1 については、本件課題を解決するために、個人の技量に依存することのない「ブルニアンリンク」作成方法たる本件作成方法を「提供」するところにその本質があるのは、第 6 の 1 (3) のとおりである。

ここで、本件作成方法と本件訂正発明 1 の「キット」の構造との関係について子細に検討する。本件作成方法（上記図 1 4 A～C 参照）は、概略、列になって並んで、相互に不動の関係にある複数のピンに順次（例えば、図 1 4 A に示すように右から順に）、弾性バンドを装填し、その後、当該弾性バンドを順に（図 1 4 では左から 2 番目から順に）、その装着を外して右のピンへ掛け戻していくことにより作成するものである。

本件作成方法においては、作成プロセスの全体にわたって、「ブルニアンリンク」の材料となる弾性バンドを「保持」（記載事項 H）するものが各「ピン」であり、複数の弾性バンドないしリンクを「望ましい向き」、すなわち「ピンの列の方向」に「保持する」（本件訂正発明 1）ものが「列に配置された複数のピン」であり、かかる機能を果たすことができるように「列に配置された複数のピン」を「望ましい揃えでサポート」（記載事項 G）するものが「ベース上にサポートされた」「ピンバー」であり、「ベース」である。

また、「ピンの列の方向」に「保持」された弾性バンドの装着を外して掛け戻していくステップにおいて、弾性バンドの「誤った開放を防止する」

（記載事項 H）ものが「上部フレアー状部分」であり、弾性バンドの端部を動かすフックの「挿入のための間隙を提供する」（記載事項 H）ものが「複数のピンの各々の、ピンの列の方向の前面上のアクセス溝」である。

してみると、本件訂正発明 1 の技術的意義は、個人の技量に依存することのない「ブルニアンリンク」作成方法たる本件作成方法を実現する手段として、「列に配置された複数のピン」、「ベース」、「ベース上にサポートされた」「ピンバー」、「上部フレアー状部分」、及び「複数のピンの各々の、ピンの列の方向の前面上のアクセス溝」の構成を全て併せ持つ装置を含む「キット」を提供することにあるといえる。

ここで、相違点 2 の「ピンの列の方向の前面上のアクセス溝」について更に検討する。

上記のとおり、「ピンの列の方向の前面上のアクセス溝」は、本件作成方法によって「ブルニアンリンク」を作成するに当たり、弾性バンドの端部を動かすフックの「挿入のための間隙を提供する」ものである。

そして、アクセス溝の向きを「ピンの列の方向の前面」とした理由は、次のように考えるのが合理的である。

すなわち、「ピンの列の方向」に「保持」された弾性バンドの装着を外して掛け戻していくステップ（FIG. 1 4 A）において、各ピンの表面であって「ピンの列の方向の前面」側の部分には、装着された 2 本の弾性バンドのうち、装着を外す弾性バンドのみが位置している（FIG. 1 4 A）。したがって、アクセス溝の向きが「ピンの列の方向の前面」にある方が、当該ステップにおいて、アクセス溝の間隙にフックを挿入する際に、本来、装着を外すことのない弾性バンドを誤って「開放」することを起こし難く、技量の乏しい者であっても、容易に「ブルニアンリンク」を作成することがで

きるためである。

つまり、相違点2に係る「アクセス溝」の向きは、個人の技量に依存することなく、様々な技量レベルの人々に「ブルニアンリンクアイテム」を簡単に作成するキットを提供するという、本件課題を解決するために最適なものである。

(イ) 相違点1の存否について

請求人は、相違点1に関して、本件訂正発明1の「ブルニアンリンクからなるブルニアンリンクアイテムを作成するため」という用途限定部分（以下「本件用途限定」という。）が実質的な発明特定事項とはならず、また、甲1発明との相違点にもならない旨主張する（第4の3（1）キ～シ）ので、この点について検討する。

用途限定に係る発明特定事項については、用途限定が、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識をも考慮して、その用途に特に適した形状、構造、組成等（以下「構造等」という。）を意味すると解することができる場合のように、用途限定が付された物が、その用途に特に適した物を意味すると解される場合は、その物は用途限定が意味する構造等を有する物であると解すべきである。

この前提に立って、請求人の上記主張について検討するに、上記（ア）のとおり、「列に配置された複数のピン」、「ベース」、「ベース上にサポートされた」「ピンバー」、「上部フレアー状部分」、及び「複数のピンの各々の、ピンの列の方向の前面上のアクセス溝」の構成を全て併せ持つ装置を含む「キット」は、個人の技量に依存することのない「ブルニアンリンク」作成方法たる本件作成方法を「提供」するものであるから、当該「キット」は、「ブルニアンリンクアイテムを作成する」用途に特に適した物であって、「用途限定が意味する構造等を有する物」であると解する。したがって、本件用途限定は、実質的な発明特定事項であると解する。

また、甲1発明は、編み物を作成するための編み機の発明であるところ、甲第1号証には、「ブルニアンリンク」に関する記載も示唆もないのは、上記1（1）アのとおりである。その上、本件作成方法はもとより、個人の技量に依存することのない「ブルニアンリンク」の作成方法や、「ブルニアンリンク」を作成する装置を用いて本件課題を解決することが本件優先日当時に技術常識であったことを示す証拠方法は、提示されていない。そうすると、「ブルニアンリンクからなるブルニアンリンクアイテムを作成するためのキット」が甲第1号証に記載されているに等しい事項であるということとはできない。

したがって、本件訂正発明1と甲1発明の間には、実質的にも、相違点1が存在する。

この点、請求人は、平成27年6月5日最高裁判所判決を根拠として、本件用途限定が発明特定事項ではない旨主張する（第4の3（1）ク）。しかしながら、当該最高裁判所判決の射程は、プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈に及ぶのは当然のこととしても、その判示内容に照らせば、直ちに、用途限定が付された物の発明の解釈に及ぶということはできず、請求人の主張は理由がない。

また、請求人は、昭和55年10月31日大阪地方裁判所判決を根拠として、本件用途限定が発明特定事項ではないとも主張する（第4の3（1）コ）。しかしながら、当該判決は、タイヤの製造手段に特徴を有し、用途に特徴を有しない発明について、用途のみに限定して解釈することは相当ではないと判示した事案であって、用途とキットの構造に特徴のある本件とは事案を異にするものであり、当審の判断を左右しない。

さらに、請求人は、甲第25～30号証を提出して、甲1発明のものも「ブルニアンリンク」を作成することができるとし、甲第31号証を提出して、被請求人自身が甲1発明と同一構造の編み機で「ブルニアンリンク」を作成できることを自認しているとして、甲1発明との相違点にならない旨主

張する（第４の３（１）サ～シ）。しかしながら、上記のとおり、かかる甲号証は、いずれも、「ブルニアンリンク」の作成方法について本件優先日当時の技術常識を示すものではないから、当審の判断を左右しない。

（ウ）相違点１及び２の進歩性について

上記（ア）の検討から明らかなとおり、相違点１及び２は、技術的関連性を有するものである。そこで、これらの相違点を併せてその進歩性を検討する。

まず、甲第１号証には、上記（イ）で述べたとおり、「ブルニアンリンク」に関する記載も示唆もなく、また、本件課題である、様々な技量レベルの人々に「ブルニアンリンクアイテム」を簡単に作成するキットを提供することを解決するために、甲１発明の溝７の向きを最適化すること、すなわち「ピンの列の方向の前面」とすることを示唆するものも見当たらない。そうすると、甲第１号証には、相違点１及び２に係る本件訂正発明１の発明特定事項に至る動機となるものはないのであるから、甲１発明に基づいて、相違点１及び２に係る本件訂正発明１の発明特定事項に想到することが容易であるとはいえない。

次に、甲第２～５号証について検討する。

請求人は、相違点１に係る構成は甲第２号証に記載された構成又は周知慣用技術である旨主張し、当該周知慣用技術を開示するものとして、甲第２～５号証を挙げる（第４の３（１）セ）。

甲第２号証には、上記１（２）イに示したとおり、甲２発明が記載されているところ、甲２発明の手編み機を用いて、「閉じたループ材料」で編まれた編み物が「ブルニアンリンクアイテム」であることを示す記載は、甲第２号証にはない。むしろ、甲第２号証のFIG 7 A～7 D、８に図示された編み手順、及び関連する記載箇所を参酌するに、甲２発明により作成されるものは、横糸と縦糸から構成される「織物」とであると認められ、それは、「ブルニアンリンクアイテム」と同じであるどころか、全く異なるものである。

更に進んで甲第２号証について検討するに、甲２発明の編み機フィンガ１９１、２、３、… n は、その全長に延在する溝７７を有する。仮に、溝７７に縦糸１０３を取り付けたかぎ針１０５が通されることをもって、本件訂正発明１の「アクセス溝」に相当するとしても、かぎ針１０５が溝７７に通されるのは、プレート１５、１７（エンドプレート１５１、２、１７１－４と同一のものと認める。）から編み機フィンガ１９１－ n を取り外した後であるから（上記１（２）ア摘記事項（ク））、少なくとも、溝７７の向きが編み機フィンガ１９１－ n の「列の方向の前面上」にあるということとはできない。

また、本件課題である、様々な技量レベルの人々に「ブルニアンリンクアイテム」を簡単に作成するキットを提供することを解決するために、甲２発明の溝７７の向きを最適化すること、すなわち「ピンの列の方向の前面」とすることを示唆するものも見当たらない。そうすると、甲第２号証には、相違点２に係る本件訂正発明１の発明特定事項について、開示されているとも、動機があるともいえない。

甲第３号証には、複数のループ状リンク２２Ａ～２２Ｈを互いに連結して形成したチェーンリンクストリップと、当該チェーンリンクストリップの一端の端部を連結ループ２４により互いに連結して形成した装飾品が記載されているところ、FIG. ３等の記載に照らせば、前者は「ブルニアンリンク」に相当し、後者は「ブルニアンリンクアイテム」に相当する。しかしながら、甲第３号証には、本件作成方法はもとより、「ブルニアンリンク」を作成する装置を用いて本件課題を解決することは開示されていない。

甲第４号証には、連結されたゴムバンドから構成されるブレスレットが記載されているところ、FIG. ７等の記載に照らせば、当該ブレスレットは「ブルニアンリンクアイテム」に相当する。しかしながら、甲第４号証にも、本件作成方法はもとより、「ブルニアンリンク」を作成する装置を用い

て本件課題を解決することは開示されていない。

甲第5号証には、二重連結部を形成してリンクを隣接するリンクに固定することにより形成されるカーペット地のチェーンが記載されており、FIG. 1の記載に照らせば、当該チェーンは、「ブルニアンリンク」に相当する。しかしながら、甲第5号証にも、本件作成方法はもとより、「ブルニアンリンク」を作成する装置を用いて本件課題を解決することは開示されていない。

以上のことから、甲第3～5号証には、「ブルニアンリンク」ないしは「ブルニアンリンクアイテム」自体は開示されているものの、「ブルニアンリンクからなるブルニアンリンクアイテムを作成するためのキット」は、甲第2～5号証のいずれにも開示されておらず、甲第2～5号証から周知慣用技術であるともいえない。また、甲第2号証には、編み機フィンガの溝77は記載されているものの、「ピンの列の方向の前面上のアクセス溝」は、甲第2～5号証のいずれにも開示されていない。

このように、甲第2～5号証のいずれにも、相違点1及び2に係る本件訂正発明1の発明特定事項は開示されておらず、動機となるものもないことから、甲1発明と甲第2～5号証に記載のものをどのように組み合わせても、相違点1及び2に係る本件訂正発明1の発明特定事項に想到することが容易であるとはいえない。

請求人は、アクセス溝の位置がいずれの向きであるかは何ら技術的意義もなく、単なる設計事項にすぎないと主張している（第4の3（1）ス）。しかしながら、アクセス溝の向きが本件課題との関連において技術的意義を有しているのは、上記（ア）で検討したとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

請求人は、上記主張の根拠として、更に、弾性バンドを編む方向と同じ方向にアクセス溝が存在する必要はないこと、弾性バンドを編む方向と直角の方向にアクセス溝が存在していても容易に編めること、ピンの列方向に沿って弾性バンドを編んでいくという特定の方法のみを想定した主張は失当であることを主張し（第4の3（1）ス）、甲第28、30～32号証を挙げる。

確かに、弾性バンドを編む方向と直角の方向にアクセス溝が存在していても「ブルニアンリンク」が編めるのは、請求人の主張のとおりであり、その意味では、「ブルニアンリンク」を編むために、弾性バンドを編む方向と同じ方向にアクセス溝が存在する必要はないという主張は「ブルニアンリンク」の作成方法についての一つの分析結果としては傾聴に値する。

しかしながら、アクセス溝の向きを「ピンの列の方向の前面」から変更した場合には、アクセス溝が向いている場所で「装着を外す弾性バンドのみが位置している」状態が実現できるとは必ずしもいえず、技量レベルに関わりなく誰でも容易に「ブルニアンリンク」を作成できるとは限らない。また、そもそも、本件特許出願後に知り得たかかる知見は、進歩性の判断とは相容れないものである。したがって、請求人の主張は理由がない。

また、請求人は、相違点1に係る構成に進歩性がないことは明らかであると主張し、その根拠として、平成15年8月27日東京高等裁判所判決を挙げる（第4の3（1）セ）。しかしながら、当該判決は、消波構造物の構成には相違点がなく、当該消波構造物の用途に相違点がある事案について、用途の進歩性を判断したものであって、用途及びキットの構成に相違点がある本件とは事案を異にするものであり、当審の判断を左右しない。

さらに、請求人は、無効理由2に関連して、本件対応米国特許が無効になった旨主張している（第4の3（1）ツ）。しかしながら、本件対応米国特許について、米国特許商標局の審判部が、甲第1号証に相当する文献に基づいて特許性を否定する判断を示している（甲第15号証第22ページ下から第4行～第23ページ第4行）としても、その事情は、当審の判断を左右

しない。

そして、本件訂正発明 1 は、相違点 1 及び 2 に係る本件訂正発明 1 の発明特定事項を採用することによって、「例示的キットは、そのようなリンクおよびアイテムの簡単なやり方での作成を提供して、様々な技量レベルの人々に独自の装着可能なアイテムを成功裡に作成することを許容する。」（記載事項 K）という作用効果を発揮することができるものである。

ウ 小括

したがって、本件訂正発明 1 は、甲 1 発明、甲 1 発明及び甲 2 発明、又は、甲 1 発明及び周知慣用技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえない。

（２）本件訂正発明 8 ～ 10

本件訂正発明 8 ～ 10 は、それぞれ、直接、本件訂正発明 1 を引用するものであるところ、本件訂正発明 1 に係る特許を無効理由 2 によつては無効にすることができないことは、上記（１）にて説示したとおりであるから、本件訂正発明 1 を引用する本件訂正発明 8 ～ 10 に係る特許も、無効理由 2 によつては無効にすることはできない。

（３）まとめ

以上によれば、本件訂正発明 1、8 ～ 10 は、甲 1 発明、甲 1 発明及び甲 2 発明、又は、甲 1 発明及び周知慣用技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえず、無効理由 2 によつては、本件訂正発明 1、8 ～ 10 に係る特許を無効にすることはできない。

3 無効理由 4 について

（１）甲第 9 号証の公知性について

被請求人は、甲第 9 号証の公知性を争っていることから、まず、この点について検討する。甲第 9 号証は、「Knitty Spring : 2007」と題するウェブページ(<http://www.knitty.com/ISSUESpring07/FEATloomknitting.html>)をプリントアウトしたものであるところ、甲第 9 号証の上記タイトル、及び、ウェイバック・マシンに関する補強証拠たる甲第 19 号証の 1 及び 2 によれば、甲第 9 号証に示されるウェブページは、2007 年 3 月頃からインターネット上に公開されていたものであると推認される。

被請求人は、ウェイバック・マシンについては、その正確性が保証されるものではないため、甲第 19 号証の 1 及び 2 をもって直ちに、甲第 9 号証が 2007 年 3 月頃から閲覧可能な状態となっていたことを認めることはできないと主張し、平成 18 年（行ケ）第 10358 号審決取消請求事件をその根拠に挙げる（第 5 の 2（２）ア）。

しかしながら、ウェイバック・マシンを利用して取得した過去のウェブページ情報は、国際調査及び国際予備審査の実務において一般的に信用性が認められているものである（甲第 33 号証第 154 ページ）。また、被請求人が根拠に挙げる裁判例は、ウェイバック・マシンについて「利用規約に記録内容の正確性について保証しないことが記載されている」としつつも、その他の事情を総合して、ウェブサイトが閲覧可能な状態となった時期を判断していることに照らせば、ウェイバック・マシンの信用性を完全に否定したものと考えすることはできない。公知性が問題となるウェブページ自体について、ウェイバック・マシンの記録内容に事実と異なる内容が含まれるといった事情がある場合は格別、甲第 9 号証にそのような事情を示す証拠はないのであるから、被請求人の主張は採用できない。

そこで、甲第 9 号証により示されるウェブページが、本件優先日前に電気通信回線を通じて公衆に利用可能となったものとして、以下の検討を行う。

（２）本件訂正発明 1

ア 対比

本件訂正発明 1 と甲 9 発明とを対比する。

甲９発明の「編み物」は、「リンク」が「編み物の目」を意味する英単語の「link」（甲第１１～１３号証）を日本語読みしたもので、「一連のリンクからなるアイテム」が「編み物」を意味するから、本件訂正発明１の「一連のリンクからなるアイテム」に相当し、甲９発明の「編み機」は、「かぎ針」及び「糸」とセットのものと解すれば、本件訂正発明１の「キット」に相当するから、甲９発明の「編み物を作成するための編み機」は、本件訂正発明１の「一連のリンクからなるアイテムを作成するためのキット」に相当する。

また、甲９発明の「ベース」、「ベースから上方に直立した「ペグ」、「他の部分よりも径が大きくなった上端部」、「ペグの直立方向に沿って形成された溝であって、かぎ針を挿入して、ペグに掛けられた編み目を引っ掛けることができる溝」は、それぞれ、本件訂正発明１の「ベース」、「ピン」、「上部フレア状部分」、「アクセス溝」に相当する。

また、甲９発明の「２列に並べられた複数のペグ」は、本件訂正発明１の「列に配置された複数のピン」に相当するとともに、外観上、単一の列に配置された複数のペグを有する一体構造が２つ構成されたものともいえるから、本件訂正発明１の「少なくとも１つのピンバー」にも相当し、更に、「ベース上にサポートされた」ものともいえる。

さらに、甲９発明の「編み目がペグから外れるのを防止するための」は、本件訂正発明１の「リンクを望ましい向きに保持するための」に相当し、以下同様に、「を備える」は「を含んだ」又は「を含む」に相当する。

したがって、本件訂正発明１と甲９発明とは、以下の点で一致しているといえることができる。

<一致点>

「一連のリンクからなるアイテムを作成するためのキットであって、ベースと、ベース上にサポートされた少なくとも１つのピンバーであって、ピンバーは、各々がリンクを望ましい向きに保持するための上部フレア状部分を含んだ、列に配置された複数のピンと、複数のピンの各々のアクセス溝を含むものと、を含むキット。」

そして、本件訂正発明１と甲９発明とは、以下の点で、少なくとも形式的に相違する。

<相違点３>

本件訂正発明１は、「ブルニアンリンク」からなる「ブルニアンリンクアイテム」を作成するためのキットであるのに対し、甲９発明は、編み物を作成するための編み機である点。

<相違点４>

本件訂正発明１のアクセス溝は、ピンの列の方向の前面上にあるのに対し、甲９発明の溝は、ベースの隙間とは反対側のペグの面上にある点。

イ 相違点についての判断

相違点３及び４は、実質的に、上記２（１）で検討した相違点１及び２と同じものであるから、そうすると、同様の理由により、相違点３及び４を想到容易とすることはできないことになるが、以下では、上記２（１）イで示した相違点の判断のうち、甲第１号証の記載内容に関する部分について、同様に、甲第９号証の記載内容について検討するとともに、無効理由４に関して、請求人の追加の主張についても検討する。

まず、請求人は、相違点３に関して、甲９発明との相違点にならない旨主張する（第４の３（２）オ）。この点、甲第９号証には、甲第１号証と同様に、「ブルニアンリンク」に関する記載も示唆もないのは、上記１（９）ア

のとおりである。そうすると、甲第1号証と同様に、「ブルニアンリンクからなるブルニアンリンクアイテムを作成するためのキット」が甲第9号証に記載されているに等しい事項であるということはできず、請求人の主張は理由がない。

次に、相違点3及び4の進歩性について、甲第9号証には、甲第1号証と同様に、「ブルニアンリンク」に関する記載も示唆もなく、また、甲9発明の溝の向きを変更することを示唆するものも見当たらない。そうすると、甲第9号証には、相違点3及び4に係る本件訂正発明1の発明特定事項に至る動機となるものはないのであるから、甲9発明に基づいて、相違点3及び4を想到容易とすることはできない。

請求人は、無効理由4について、ベースとピンバーが一体の構造を有する編み機が本件優先日前に周知であったことを主張し（第4の3（2）キ）、甲第20～23号証を挙げる。しかしながら、仮に、請求人の主張が正しいとしても、相違点3及び4に直接関係のない事情は、当審の判断を左右しない。

ウ 小括

したがって、本件訂正発明1は、甲9発明、甲9発明及び甲2発明、又は、甲1発明及び周知慣用技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえない。

（3）本件訂正発明8～10

本件訂正発明8～10は、それぞれ、直接、本件訂正発明1を引用するものであるところ、本件訂正発明1に係る特許を無効理由4によつては無効にすることができないことは、上記（2）にて説示したとおりであるから、本件訂正発明1を引用する本件訂正発明8～10に係る特許も、無効理由4によつては無効にすることはできない。

（4）まとめ

以上によれば、本件訂正発明1、8～10は、甲9発明、甲9発明及び甲2発明、又は、甲9発明及び周知慣用技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえず、無効理由4によつては、本件訂正発明1、8～10に係る特許を無効にすることはできない。

第8 むすび

以上のとおりであるから、請求人主張の理由及び証拠方法によつては、本件訂正発明1、8～10に係る特許を無効にすることはできない。

審判費用については、特許法第169条第2項の規定で準用する民事訴訟法第61条の規定により、請求人が負担すべきものとする。

よって、結論のとおり審決する。

平成27年12月28日

審判長	特許庁審判官	長屋 陽二郎
	特許庁審判官	平瀬 知明
	特許庁審判官	竹下 和志

（行政事件訴訟法第46条に基づく教示）

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から30日（附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、この審決に係る相手方当事者を被告として、提起することができます。

審判長	特許庁審判官	長屋	陽二郎	8811
	特許庁審判官	竹下	和志	2926
	特許庁審判官	平瀬	知明	9237